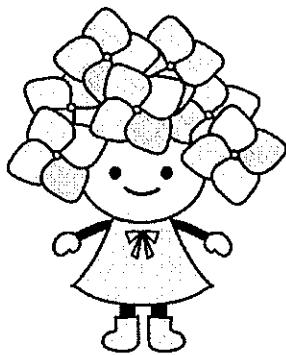


第4次
かいせい男女共同参画
プラン



令和2年3月

開成町



は　じ　め　に

開成町では、平成8年に「かいせい女性プラン」を策定し、平成14年には同プランを基本に「かいせい男女共同参画プラン」を策定して以降、これまでに2回のプラン策定を実施して、さまざまな分野において男女共同参画の推進に努めてまいりました。

その間には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布、施行され、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が策定されるなど、全国的に男女が職場、学校、地域や家庭で個性や能力が発揮できる社会の実現に向けた取り組みが進められてきました。

また、平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、9月には国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では17のゴールが持続可能な開発目標（SDGs）として掲げられ、その中にはジェンダーの平等（Goal5）も設定されています。

しかし、急速に進行する少子・高齢化に伴う人口減少社会の到来や、情報のグローバル化による社会状況の急速な変化に対応できる社会づくりのためには、まず地域において、男女がお互いの人権を尊重し、お互いの役割を認識して、対等な立場で活躍できる環境の整備により一層積極的に取り組むことが重要です。

こうした経緯や背景を踏まえて、令和7年度までの6年間を計画期間とする「第4次かいせい男女共同参画プラン」を策定いたしました。

男女共同参画社会の実現に向けて、引き続き町民の皆様を始め、各種団体や事業所の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和2年3月

開成町長 府 川 裕 一

目 次

序論

1.	プラン改定の趣旨	2
2.	プラン改定の背景	3
3.	開成町の現状	8
4.	基本理念	13
5.	目標	14
6.	プランの性格・期間	15
7.	プランの推進	16

事業計画

プランの体系図	19
第1章 男女共同参画社会への環境づくり	21
[第1節] 男女共同参画の意識づくり	22
[第2節] 学校における人権教育の推進	26
第2章 あらゆる分野における男女共同参画の推進	29
[第1節] 仕事と家庭生活の両立支援	30
[第2節] 女性が活躍できる労働環境の整備	34
[第3節] 就労機会と職業能力の拡大	36
[第4節] 政策・方針決定の場への共同参画	39
[第5節] 男女共同参画による地域活動の推進	42
第3章 暮らしやすい地域づくりと人権の尊重	45
[第1節] 子育てを支える地域づくりの推進	46
[第2節] 高齢者の自立支援	50
[第3節] 生きがいづくりと健康維持	53
[第4節] 人権を尊重した生き方の啓発と支援	58
[第5節] 多様な性を尊重する社会の実現	62

資料



1 プラン策定の趣旨

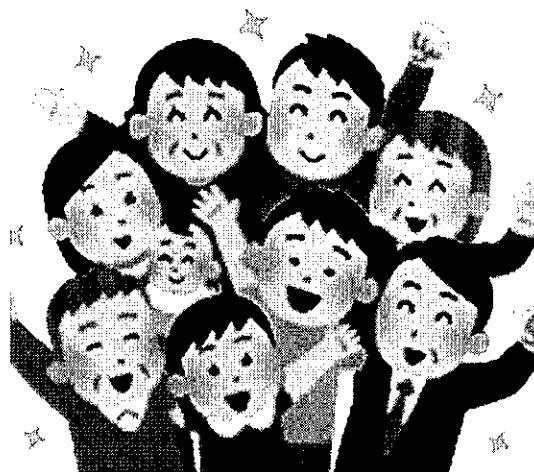
現在、男女平等の実現に向けた取り組みは、世界的に様々な分野で幅広く進められています。

わが国においても、少子高齢化の進展など社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、女性と男性が互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かれ合いつつ、性別にかかわりなく、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが喫緊の課題となっています。

このような状況の下、本町では平成11年6月に施行された男女共同参画社会基本法に基づき、平成14年度に6年間を計画期間として「かいせい男女共同参画プラン」を策定しました。

プラン推進のため、各種審議会委員等への女性の積極的な参画を促すなど様々な町施策を展開する中で、国の第2次男女共同参画基本計画策定や男女雇用機会均等法改正等を受け、平成20年度に次の6年間に向けた計画の改定を行いました。

その後、引き続き6年間を計画期間とする第3次計画の策定を経て、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行や国の第4次男女共同参画基本計画策定等、新たな国の方針を盛り込んだ計画として、令和2年度からの6年間を計画期間とする、「第4次かいせい男女共同参画プラン」を策定しました。



2 プラン策定の背景

(1) 國際的な動き

1975（昭和50）年に「国際婦人年世界会議」が開催されました。この会議では、「平等・発展・平和」を目標に世界的規模で女性の地位向上を図るために各国の取るべき措置のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。

1979（昭和54）年国連総会では「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が批准され、男女平等へ向けた各国の具体的な取り組み指針とされています。

1985（昭和60）年には、西暦2000年までに各国等が効果的取り組みを行うためのガイドラインとして「2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択しました。

1995（平成7）年には、「第4回世界女性会議」が中国・北京で開催され、女性のエンパワーメント（力をつけること）と男女のパートナーシップの確立などを盛り込んだ、2000（平成12）年に向けた「行動綱領」と「北京宣言」が採択されました。

2000（平成12）年には、国連特別総会「女性2000年会議」で「北京行動綱領」に関する各国の実施状況についての検討と評価をするとともに、女性に対するあらゆる形態の暴力に関する多くの取り組みが提案されました。

2005（平成17）年には、第4回世界女性会議から10年目にあたることを記念し、そして、2010（平成22）年には、15年目を記念して、「行動綱領」と「北京宣言」の実施状況の見直しを行うとともに、今後の課題について協議されました。

2011（平成23）年には、国連活動におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントの推進を率先して行う組織として「UN Women」が創設されました。

2015（平成27）年には、健康・福祉やジェンダー平等を盛り込んだ「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」が国連において採択されました。

(2) 国の動き

1975(昭和50)年に、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が総理府(現内閣府)に設置されました。

1977(昭和52)年に、「国内行動計画」を策定し、女性問題の課題及び施策の方向を明らかにし、総合的、体系的な施策の推進が図られました。

1985(昭和60)年に国連総会で「女子差別撤廃条約」の批准を行い、男女平等を推進するため国内の「民法」・「国籍法」・「国民年金法」・「労働基準法」の改正、「男女雇用機会均等法」の制定、家庭科の男女共修の学習指導要領の改定等の法的整備が進められました。

1987(昭和62)年には、男女共同参画型社会を目指した「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、「男女共同参画型社会づくりに向けての推進体制の整備について」を踏まえ、1994(平成6)年6月に、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」を、総理府(現内閣府)には「男女共同参画室」が設置されました。

1999(平成11)年6月には、「男女共同参画社会基本法」が公布、施行されました。この基本法は、男女共同参画社会を「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うべき社会」とし、男女共同参画社会の形成の基本的枠組みを定め、社会のあらゆる分野における取り組みを総合的に推進していくことを目的としたものであり、その制定は大きな意義を持つものです。

2000(平成12)年には、同法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、2002年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)が施行されました。

2005(平成17)年には、「男女共同参画基本計画(第2次)」が閣議決定され、男女共同参画社会の実現に向けた次なる取り組みが始まりました。

2007(平成19)年には、「DV防止法」が一部改正されて保護命令制度を拡充しました。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画の策定が市町村の努力義務とされ、2008(平成20)年1月に施行されました。

2010(平成22)年には、「男女共同参画基本計画(第3次)」が閣議決定され、2012(平成24)年には「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」が策定されました。

2013(平成25)年には、法の適用対象を拡大すること等を主な内容として「DV防止法」、「ストーカー規制法」が改正されました。

2014(平成26)年には 様々な状況に置かれた女性が、自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、我が国社会の活性化につながるよう、内閣に「すべての女性が輝く社会づくり本部」が設置されました。さらに翌2015(平成27)年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布・施行され、「男女共同参画基本計画(第4次)」が閣議決定されました。

● コラム①

【男女共同参画週間について】

内閣府が設置する男女共同参画推進本部は、「男女共同参画基本法」の公布・施行日である平成11年6月23日を踏まえて、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、様々な取り組みを通じて男女共同参画についての理解を深めることを目指しています。

この期間には、全国の各都道府県や市区町村も国の行事に連携・協力して、男女共同参画社会の実現に向けた事業を実施します。

(内閣府男女共同参画局HPより抜粋)

(3) 神奈川県の動き

1982（昭和57）年には、女性の自立と社会参加を進めるための「かながわ女性プラン」を策定するとともに、全国に先駆けた女性総合施設である「神奈川県婦人総合センター」をオープンしました。その後、差別の解決に向けた具体的な取り組みが展開されてきました。

1987（昭和62）年には「新かながわ女性プラン」、1997（平成9）年には「かながわ女性プラン21」が策定され、男女平等に向けた意識改革、女性の社会参画の促進、男女の多様な働き方が可能となる社会環境の整備などが課題とされ、施策が展開されました。

1995（平成7）年には、第4回世界女性会議の開催や国における「男女共同参画2000年プラン」の策定などの動向に対応するため、県内で「女性行動計画」が策定され、男女共同参画のための施策が展開されました。

2002（平成14）年には、県内事業者及び県民の責務を明らかにし男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的に、「神奈川県男女共同参画推進条例」が施行されました。

2003（平成15）年には、男女共同参画を総合的に推進するため、これまでの「かながわ女性プラン21」を見直し、男女共同参画社会基本法に基づいて「かながわ男女共同参画推進プラン」を策定しました。

2006（平成18）年には、配偶者からの暴力を防止し、被害者を支援するための「かながわDV被害者支援プラン」を策定しました。

その後、2008（平成20）年に「かながわ男女共同参画推進プラン（第2次）」を策定し、翌年には「かながわDV被害者支援プラン」を改定しました。

さらに2013（平成25）年に「かながわ男女共同参画推進プラン（第3次）」を策定し、2014（平成26）年には、「かながわDV防止・被害者支援プラン」を名称変更の上改定しました。

2018（平成30）年には、「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」を策定し、翌2019（平成31（令和元））年には、「かながわDV防止・被害者支援プラン」を改定して計画的に取り組みを進めています。

(4) 開成町の動き

1991（平成3）年、女性行政を推進するため町教育委員会学務課（現教育総務課）から企画課（現企画政策課）に女性行政の担当を移管するとともに、「開成町女性行政推進委員会」を設置しました。また、同委員会の部会として「開成町女性行政推進委員会検討部会」が設置され、女性行政について全庁で取り組み体制を整備しました。

1996（平成8）年には、男女が平等で生き生きと暮らしやすい「男女共生社会」への施策の方向を明らかにした「かいせい女性プラン」を策定しました。

2001（平成13）年、「かいせい女性プラン」改定委員会を設置し、翌2002（平成14）年には、「だれもがともにあらゆる分野で参画するまち」をめざし、計画期間を6年間とする「かいせい男女共同参画プラン」を策定しました。

2007（平成19）年には、「かいせい男女共同参画プラン（改定版）」策定委員会を設置し、翌2008（平成20）年に、次の6年間の事業計画となる「かいせい男女共同参画プラン（改定版）」を策定しました。

2010（平成22）年、機構改革により男女共同参画の担当が企画政策課から自治活動応援課に移管されました。

2012（平成24）年には、第五次開成町総合計画前期基本計画が策定、議決されましたが、この新しい総合計画においても、男女の平等な社会参画の推進を、「町民主役のまちづくりの推進」施策中の計画の1つとして位置付けています。

2014（平成26）年には、その後の国・県の動きを踏まえ、平成31年度までの6年間を計画期間とする「第3次かいせい男女共同参画プラン」を策定しました。

2019（平成31（令和元））年、第五次開成町総合計画後期基本計画が議決され、引き続き、対等な社会参画の推進を「町民主体の自治と協働を進めるまち」施策中の計画の1つとして位置付け、国や県と連携して事業を進めています。

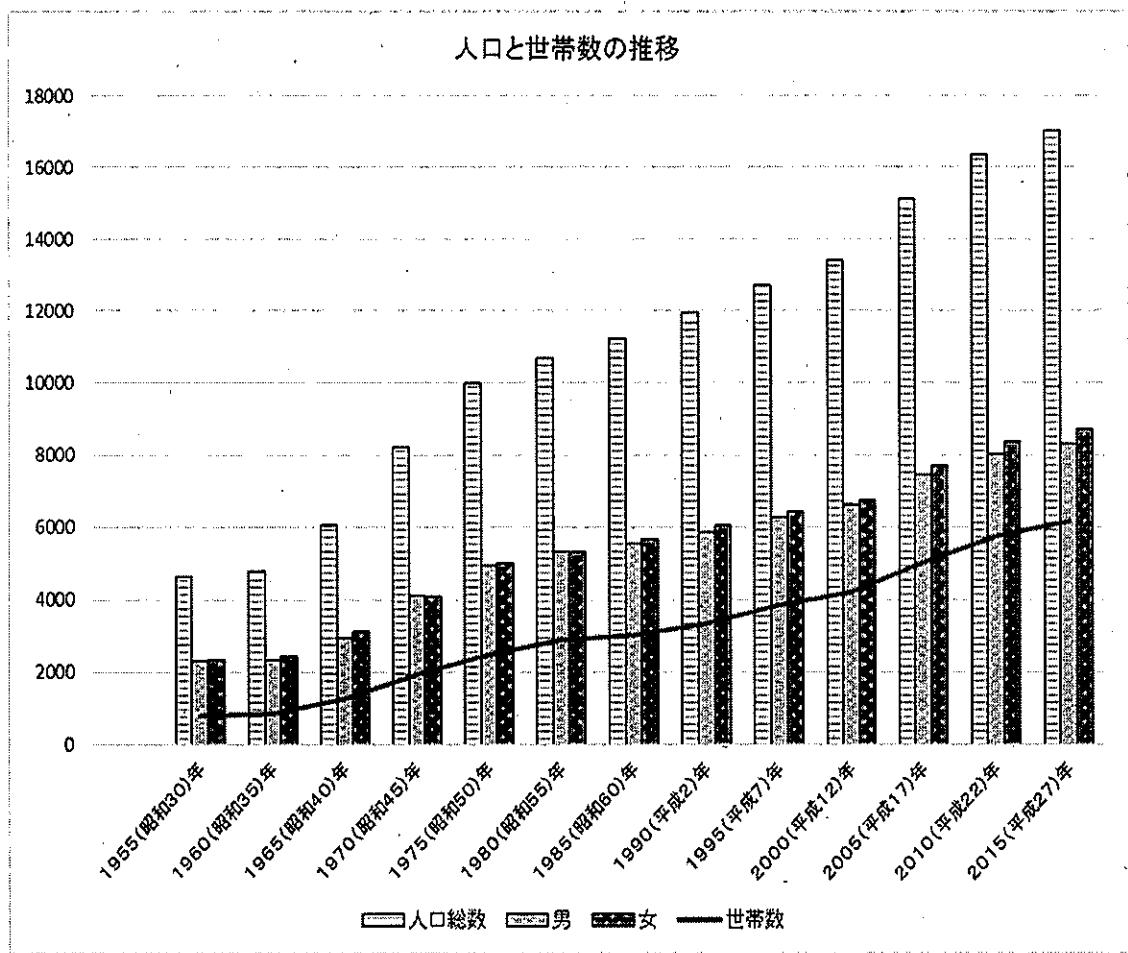
3 開成町の現状

① 人口と世帯

本町の人口は、国勢調査の始まった大正9年から増加し続けています。昭和30年2月に酒田村と吉田島村が合併して町制を施行した昭和30年の4,633人から、50年後の平成17年には15,123人、60年後の平成27年国勢調査では17,013人と着実に増加し、平成27年国勢調査での人口増加率は県内市町村で第1位となっています。

男女別の人口の推移は、昭和45年、55年を除き、女性が上回っており、平成27年では、男性8,292人、女性8,721人で女性が429人上回っています。

世帯数では、転入や核家族化による世帯分離などにより、昭和30年の801世帯から平成27年国勢調査では、6,169世帯と大幅に増加しています。しかし、1世帯当たり人員は昭和30年の5.78人から平成27年には2.76人と減少を続けています。



(単位：人、%、世帯)

年別	人口			性比	世帯
	総数	男	女		
1955(昭和30)年	4,633	2,301	2,332	98.7	801
1960(昭和35)年	4,781	2,339	2,442	95.8	870
1965(昭和40)年	6,065	2,933	3,132	93.6	1,286
1970(昭和45)年	8,205	4,110	4,095	100.4	1,954
1975(昭和50)年	9,972	4,958	5,014	98.9	2,492
1980(昭和55)年	10,673	5,339	5,334	100.1	2,895
1985(昭和60)年	11,227	5,541	5,686	97.4	3,014
1990(平成2)年	11,941	5,873	6,068	96.8	3,355
1995(平成7)年	12,698	6,267	6,431	97.4	3,843
2000(平成12)年	13,396	6,637	6,759	98.2	4,208
2005(平成17)年	15,123	7,434	7,689	96.7	5,035
2010(平成22)年	16,369	8,006	8,363	95.7	5,749
2015(平成27)年	17,013	8,292	8,721	95.1	6,169

* 性比…女性 100 人に対する男性の人数

(資料：国勢調査)

② 年齢（3区分）別人口

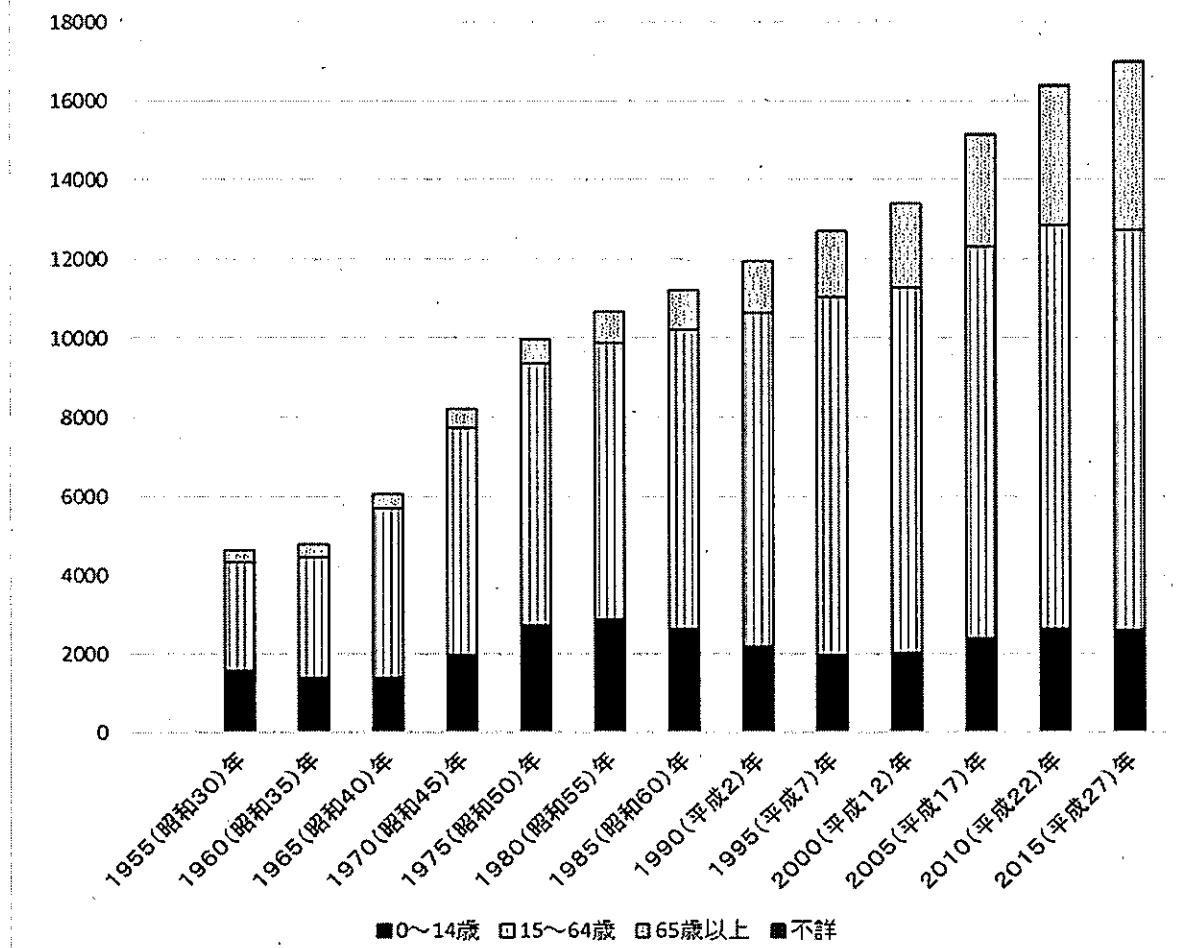
国勢調査結果に基づく年齢（3区分）別人口では、生産年齢人口である15歳から64歳の階層は昭和30年から一貫して増加していますが、平成27年の調査では若干の減少に転じています。

しかし、これは県内市町村すべてに共通する傾向で、本町の平成22年調査対比の増減割合では、県内市町村で最も低い減少率となっています。

最近の20年間では65歳以上の階層の老人人口が急増しており、平成22年には老人人口割合が21.5%に達し、平成27年には25.08%と神奈川県の23.86%より1.22ポイント高く、急激な老人人口の増加が進んでいます。

一方で0歳から14歳の階層の年少人口の割合は、15.28%と神奈川県の12.61%より2.67ポイント高く、県下で第1位の割合となっています。

年齢(3区分)別人口



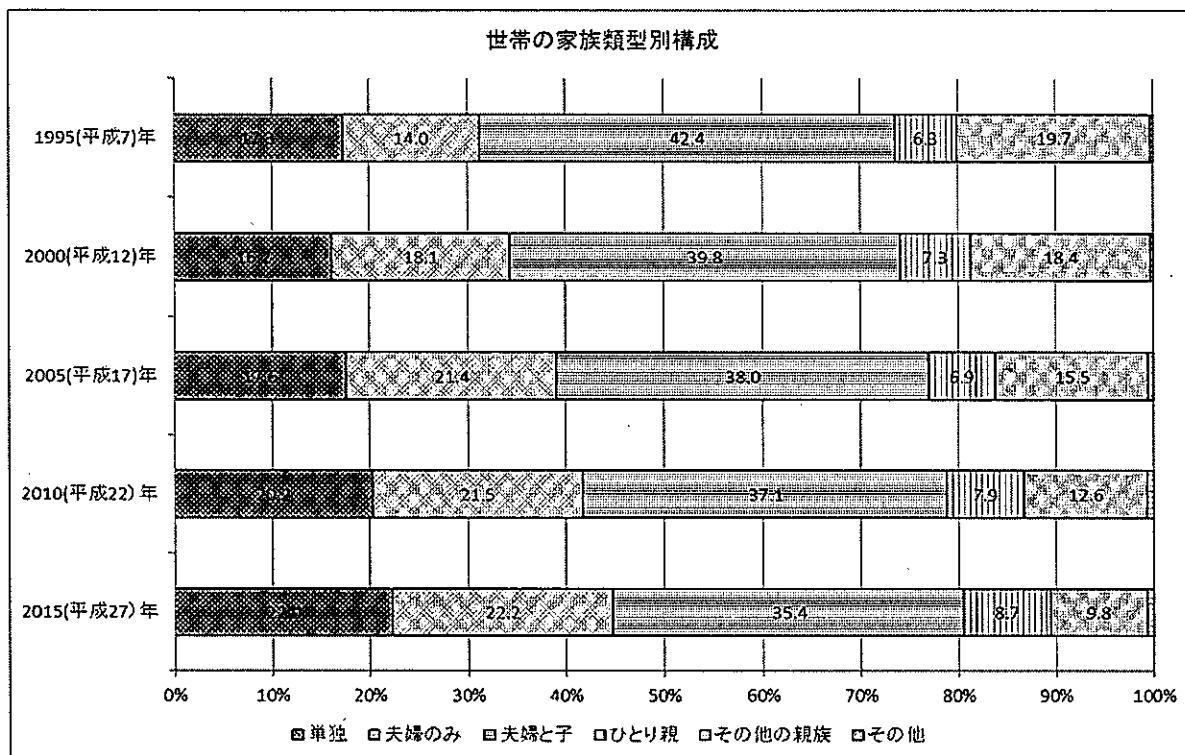
(単位：人)

年別	0～14歳	15～64歳	65歳以上	不詳	人口総数
1955(昭和30)年	1,565	2,781	287	0	4,633
1960(昭和35)年	1,386	3,072	323	0	4,781
1965(昭和40)年	1,396	4,289	380	0	6,065
1970(昭和45)年	1,977	5,760	468	0	8,205
1975(昭和50)年	2,730	6,642	600	0	9,972
1980(昭和55)年	2,868	7,029	776	0	10,673
1985(昭和60)年	2,634	7,578	1,015	0	11,227
1990(平成2)年	2,175	8,476	1,290	0	11,941
1995(平成7)年	1,962	9,082	1,654	0	12,698
2000(平成12)年	2,027	9,241	2,128	0	13,396
2005(平成17)年	2,393	9,920	2,807	3	15,123
2010(平成22)年	2,629	10,217	3,518	5	16,369
2015(平成27)年	2,595	10,125	4,259	34	17,013

(資料：国勢調査)

③ 世帯の家族類型別構成

国勢調査結果に基づく世帯の家族類型別構成では、単独や夫婦のみの世帯の割合が増加する一方で、夫婦と子の世帯の割合が毎回の調査ごとに減少を続けており、平成27年国勢調査結果では、全体の半数近い44.2%が単独または夫婦のみの世帯になっています。



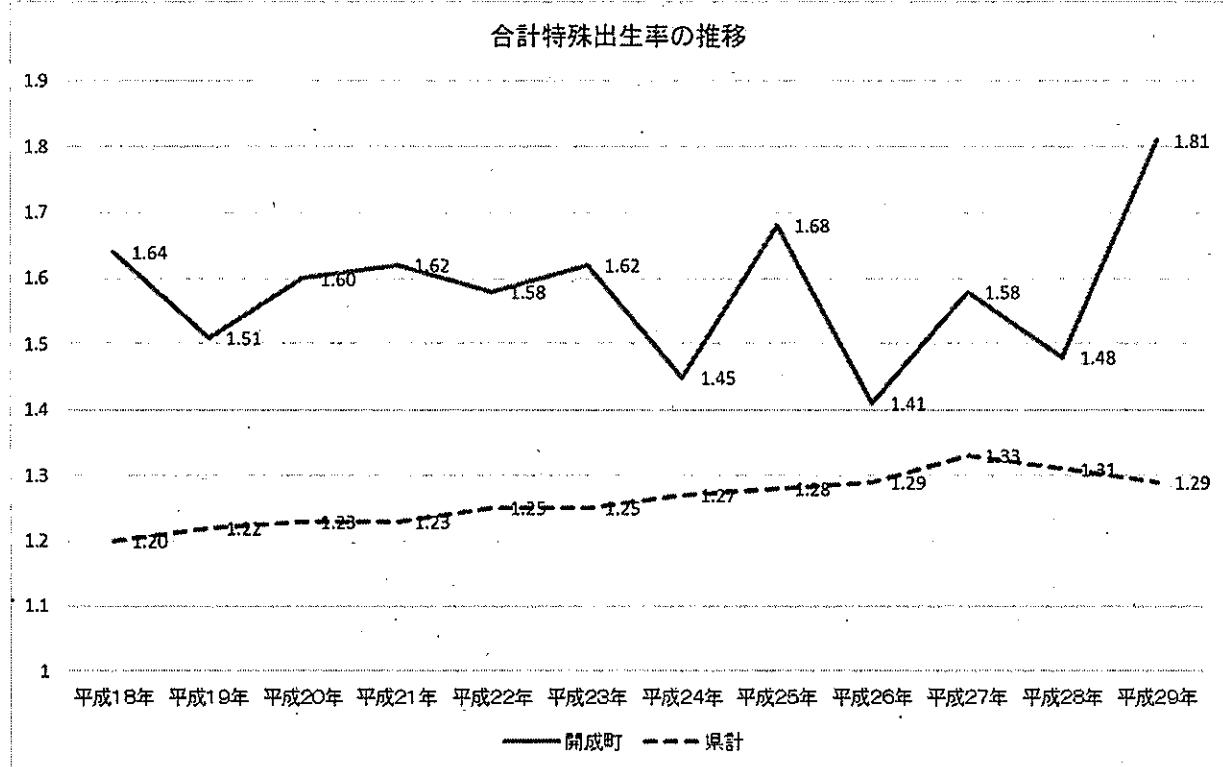
	単位:世帯数、%									
	2015(平成27)年		2010(平成22)年		2005(平成17)年		2000(平成12)年		1995(平成7)年	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
単独	1,358	22.0	1,160	20.2	884	17.6	681	16.2	663	17.3
夫婦のみ	1,368	22.2	1,234	21.5	1,078	21.4	760	18.1	536	14.0
夫婦と子	2,183	35.4	2,128	37.1	1,909	38.0	1,675	39.8	1,629	42.4
ひとり親	533	8.7	456	7.9	345	6.9	306	7.3	242	6.3
その他の親族	602	9.8	724	12.6	780	15.5	772	18.4	758	19.7
その他	117	1.9	39	0.7	31	0.6	12	0.3	13	0.3
総数	6,161	100.0	5,741	100	5,027	100	4,206	100	3,841	100

(資料：国勢調査)

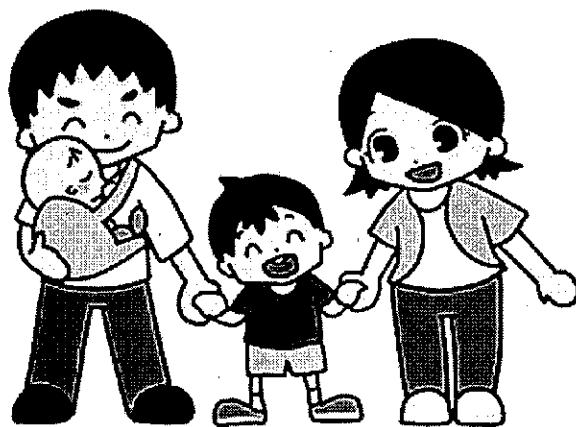
④ 合計特殊出生率

本町の合計特殊出生率は、県内では高い数値で推移しています。県内の市町村では常に上位で推移しており、平成29年における本町の数値は1.81と県内第1位です。県の合計特殊出生率が1.29であることからしても、大変高い数値であることが分ります。

(単位：人)



(資料：統計かいせい、神奈川県衛生統計年報)



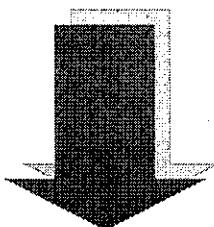
4 基本理念

男女共同参画社会とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

【男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日公布、施行）第2条（定義）より】

男女共同参画社会基本法の基本理念

- 男女の人権の尊重（第3条）
 - ・男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性もひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。
- 社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）
 - ・固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるように社会の制度や慣行の在り方を考える必要があります。
- 政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）
 - ・男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。
- 家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）
 - ・男女が対等な家庭の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにする必要があります。
- 国際的協調（第7条）
 - ・男女共同参画づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関と相互に協力して取り組む必要があります。



国民の責務（第10条）

- ・男女共同参画社会づくりに協力することが期待されています。

地方公共団体の責務（第9条）

- ・基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組みます。
- ・地域の特性を生かした施策を展開します。

かいせい男女共同参画プランの基本理念

あらゆる分野で、だれもが個性と能力を発揮できる社会環境づくり

5 目 標

『だれもがともにあらゆる分野で参画するまちの実現』

あらゆる分野で、男女がお互いの人権を尊重し、共に責任を担い
性別にかかわりなく、だれもがそれぞれの個性と能力を発揮できる
社会をめざします。

6 プランの性格・期間

■ プランの性格及び位置付け

- ① このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として策定しています。
- ② このプランは、「かいせい男女共同参画プラン」
計画期間：2002（平成14）年度～2007（平成19）年度【6年間】
「かいせい男女共同参画プラン(改定版)」
計画期間：2008（平成20）年度～2013（平成25）年度【6年間】
「第3次かいせい男女共同参画プラン」
計画期間：2014（平成26）年度～2019（平成31（令和元））年度【6年間】
の各プランを継承するものです。
- ③ このプランは、「第五次開成町総合計画」を上位計画とし、その個別計画として位置付けるものです。また「開成町高齢者保健福祉計画」、「開成町子ども・子育て支援事業計画」、「第2期開成町健康増進計画・食育推進計画」や「開成町協働推進計画」など他の部門別計画とも整合を図り、策定しています。
- ④ このプランの第2章第1節から3節は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に定める市町村推進計画として位置付けています。
- ⑤ このプランの第3章第4節は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく、本町の基本的な計画として位置付けています。
- ⑥ このプランは、「開成町町民意識調査」（平成30年5月実施）の結果などを参考に策定しています。
- ⑦ このプランは、本町における男女共同参画社会の実現をめざして、町民、事業者、行政（町）が取り組むための指針となります。
- ⑧ 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で記載された、SDGsの17の目標のうち、該当するものを各章の最初に表示して位置付けています。

■ プランの期間

この計画は、2020（令和2）年度から、2025（令和7）年度までの6年間を計画期間とし、社会情勢の変化など必要に応じて見直しを行います。

7 プランの推進

男女共同参画社会を実現するためには、町民、事業者と行政（町）が協働でプランを推進していく必要があります。そこで、次の取り組みによりプランを推進します。

① 町民参加による推進

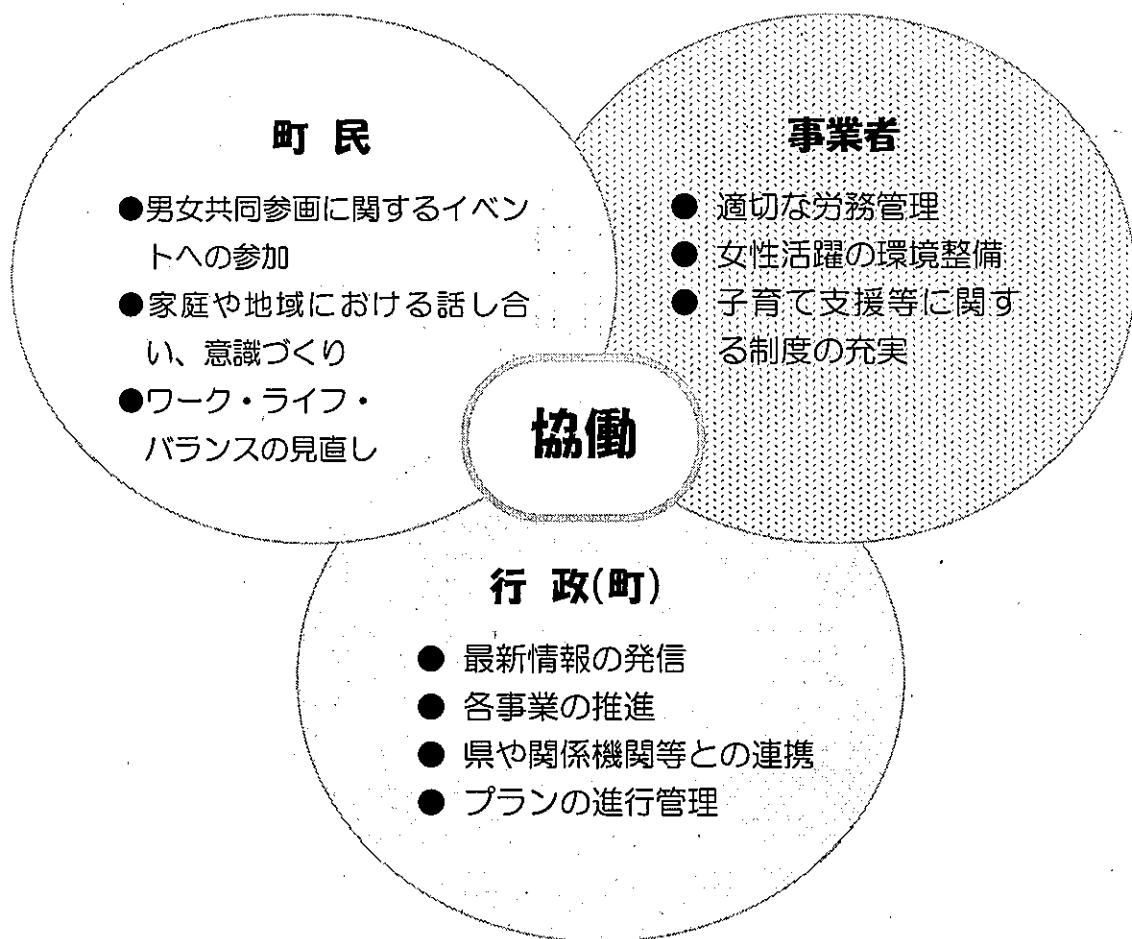
- ・町民参加の積極的取り組みである男女共同参画推進ボランティアの活動を、町として積極的に支援し、充実を図ります。
- ・町民や事業者への男女共同参画に関する情報の提供と共有に努めます。

② 関係機関等や事業者との連携

- ・県、近隣市町村や事業所等と連携して、事業協力や意識啓発等の取組みを進めます。
- ・会議や研修会等に出席して最新の情報の収集に努めます。

③ 計画の進行管理

- ・このプランの進捗状況を確認するための取りまとめ組織を、庁内に設置します。
- ・庁内において、プランの進捗状況調査を毎年実施し、目標の達成状況を確認して適時公表します。





事業計画

一 体 系 図 一

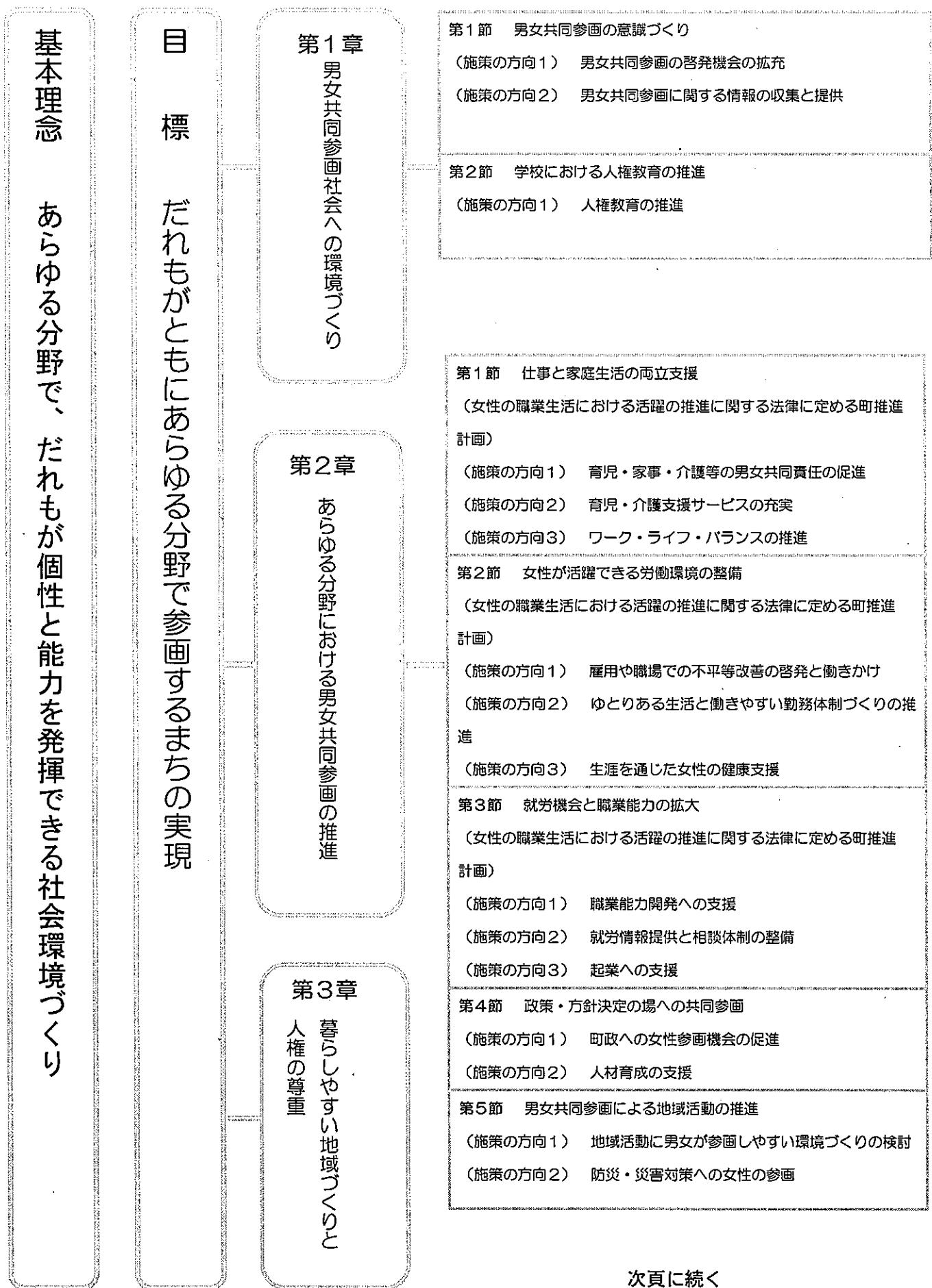
第1章 男女共同参画社会への環境づくり

第2章 あらゆる分野における男女共同参画の推進

第3章 暮らしやすい地域づくりと人権の尊重



プランの体系図



次頁に続く

第3章

暮らしやすい地域づくり
人権の尊重

第1節 子育てを支える地域づくりの推進

(施策の方向1) 子育て環境の整備

第2節 高齢者の自立支援

(施策の方向1) 地域で支える高齢者の自立と介護者への支援

第3節 生きがいづくりと健康維持

(施策の方向1) 生きがいづくりの支援

(施策の方向2) 生涯にわたる健康づくりの推進

(施策の方向3) 女性の権利の尊重と性についての意識啓発

第4節 人権を尊重した生き方の啓発と支援

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく
町基本計画)

(施策の方向1) DV等の根絶に向けた環境づくり

(施策の方向2) DV等の被害者の支援

第5節 多様な性を尊重する社会の実現

(施策の方向1) 性的マイノリティに対する理解の促進

(施策の方向2) 性的マイノリティに対する支援

第1章

男女共同参画社会への環境づくり

現状と課題

社会制度や慣行は、それぞれの歴史や経緯を持って生まれてきたものではありますが、男女共同参画社会の実現という視点から見た場合、現代社会における生活や価値観の多様化に対応するため、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、男女が自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画することができる社会の実現に向けた取り組みが必要です。

平成11年の男女共同参画基本法制定以降、日本における男女共同参画社会の形成への取り組みは確実に進んでいますが、一方でジェンダーギャップ指数（＊コラム②）等を見ると、まだまだ社会制度や慣行による男女間の不平等が、男女共同参画社会を形成していく上での障壁として残っています。それらを改善していくために、男女共同参画について考える機会を積極的に提供するとともに、地域社会に浸透させていくことが必要です。

施策方針

「男女が互いの個性と人権を尊重する意識の醸成を進めます」



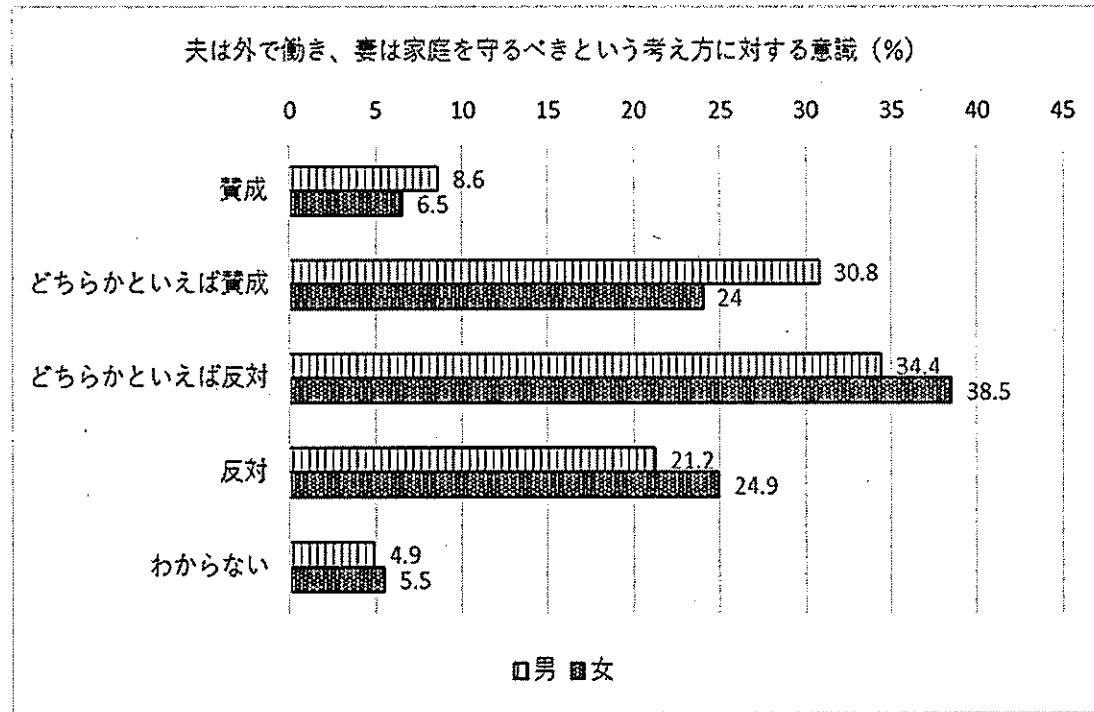
■ 第1節 男女共同参画の意識づくり ■

2016(平成28)年に内閣府が実施した男女共同参画に関する世論調査によれば、『夫は外で働き、妻は家庭を守るべき』という考え方について、あなたはどうお考えですか」という問い合わせに対して、下のグラフのように男女ともに「どちらかといえば反対」と「反対」の合計は約半数に及びますが、「賛成」と「どちらかといえば賛成」という考え方も根強く支持されています。しかし、一方では次頁のグラフのように女性が職業をもつことに対して、男女ともに「子どもができてもずっと職業を続ける方がよい」という回答が男女ともに半数を超えていました。

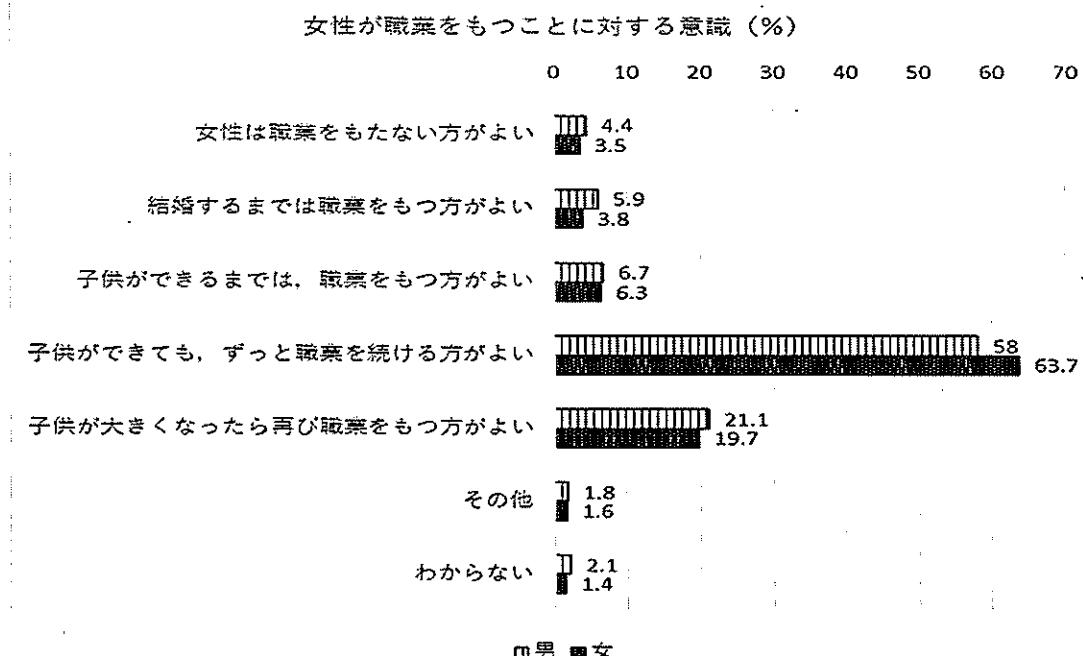
男女共同参画意識の認識と理解を深めるためには、ライフステージに応じて教育や就労、学習の場での働きかけが重要です。

町は、男女共同参画意識を啓発するための情報誌の発行や講演会の開催など、学習機会の充実を図るとともに、行政刊行物等において使用する言葉やイラストに配慮します。

(設問) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである。」という考え方について、あなたはどうお考えですか。この中から1つだけお答えください。



(設問) 一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどうお考えですか。この中から1つだけお答えください。



(資料:内閣府:男女共同参画社会に関する世論調査(令和元年度実施))

● コラム②

世界経済フォーラムが2019年12月に各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数を発表しました。この指数は経済、教育、健康、政治の4分野のデータから構成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。日本の総合スコアは0.652で153か国中121位に後退しました。(前年は149か国中110位)

(世界経済フォーラムHPより抜粋)

順位	国名	値	順位	国名	値
1	アイスランド	0.877	9	ルワンダ	0.791
2	ノルウェー	0.842	10	ドイツ	0.787
3	フィンランド	0.832	15	フランス	0.781
4	スウェーデン	0.820	21	英国	0.767
5	ニカラグア	0.804	53	アメリカ	0.724
6	ニュージーランド	0.799	106	中国	0.676
7	アイルランド	0.798	108	韓国	0.672
8	スペイン	0.795	121	日本	0.652

■施策の方向1 男女共同参画の啓発機会の拡充

1. 男女平等意識の普及・啓発 (企画政策課(協働推進担当))

◆内容

男女共同参画に関する町民の認識と理解を深めるため、講演会や講座を実施します。

達成度を計る指標	講演会の開催	
	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	1回／年	1回／年を維持継続

※神奈川県立かながわ女性センターと共に実施します。

2. 職員研修事業 (総務課)

◆内容

職員一人ひとりが男女平等の知識を深め、認識を共有するため、意識啓発研修を実施します。また、さまざまなハラスメントやDVの防止のための意識啓発も行います。

達成度を計る指標	職員研修の実施	
	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	1回／年	1回／年を維持継続

※関係団体等の開催事業への派遣研修や共催事業への参加を含みます。

3. 男女共同参画に係るボランティア活動団体等との協働

(企画政策課(協働推進担当))

◆内容

男女共同参画意識の啓発と定着のため、男女共同参画推進ボランティアの皆さんを始めとするさまざまな活動団体と町との協働により、各種事業を開展します。

■施策の方向2 男女共同参画に関する情報の収集と提供

1. 町民意識調査の実施 (企画政策課)

◆内容

男女共同参画に関する町民の意識調査を実施し、事業展開の重要な資料として活用します。

2. 男女平等意識の普及・啓発 (企画政策課(協働推進担当))

◆内容

男女共同参画推進ボランティアの皆さんと共に、町民に男女共同参画に関する理解を深めていただくための情報誌の発行や、男女共同参画週間のPR活動をします。

※男女共同参画週間：P 5のコラム①をご参照ください。

達成度を計る指標	男女共同参画啓発情報誌「かけはし」発行回数	
	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	1回／年	1回／年を維持継続

3. 刊行物の表現に対する配慮 (全課)

◆内容

町が発行する刊行物について、使用する言葉やイラスト等の表現に配慮します。

■ 第2節 学校における人権教育の推進 ■

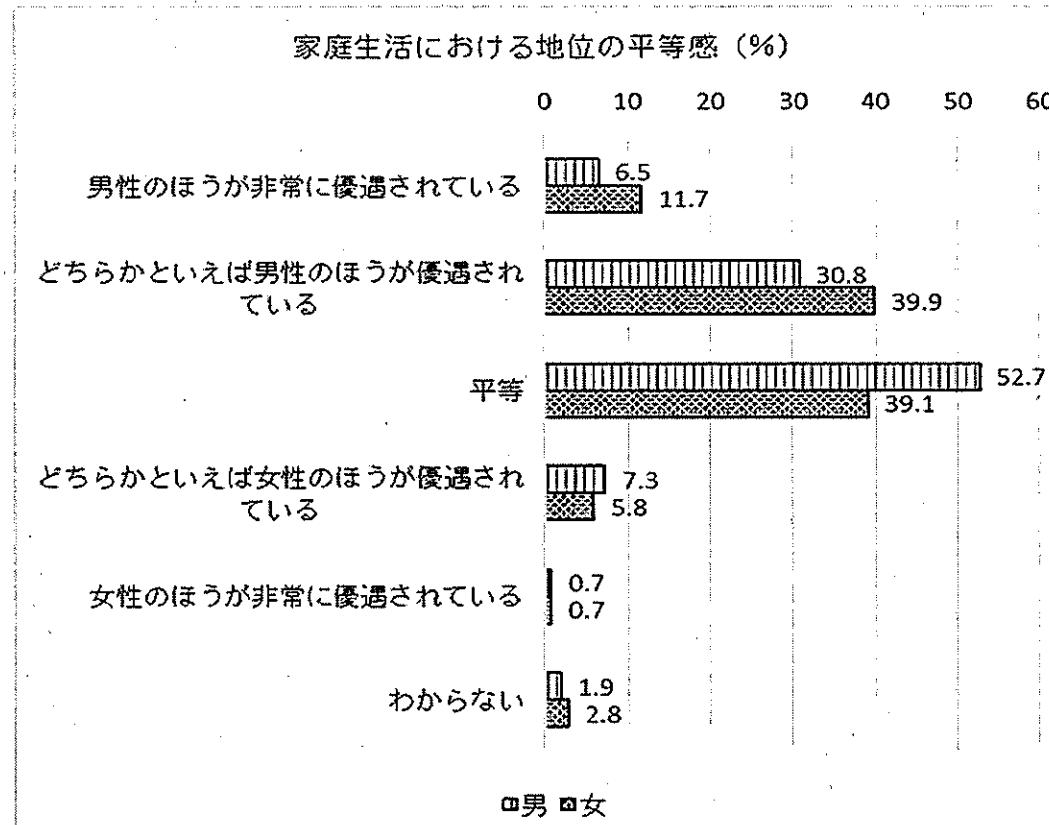
学校では、男女平等観の形成のために、さまざまな施策を進めています。授業で人権問題を取り上げ、児童・生徒の発達段階に応じた資料をもとに学習するとともに、特定の授業に限らず、学校教育全体の中で、あらゆる機会を捉えて男女平等観の形成に努めます。

教職員に対しては、学校における男女平等教育推進のために研修会を開催します。

(設問) あなたは、今からあげるような分野で男女は平等になっていると思いますか。あなたの気持ちに最も近いものを1つだけお答えください。

(1) 家庭生活について～(4) 学校教育の場においてまで同じ設問)

(1) 家庭生活について

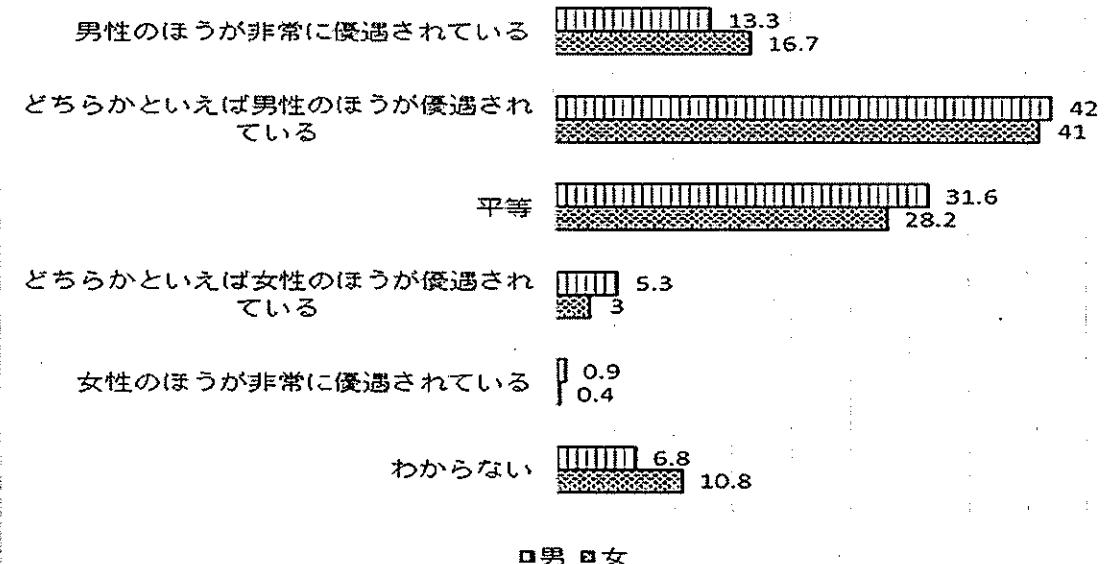


(資料:内閣府:男女共同参画社会に関する世論調査(令和元年度実施))

(2) 職場について

職場における地位の平等感 (%)

0 5 10 15 20 25 30 35 40 45

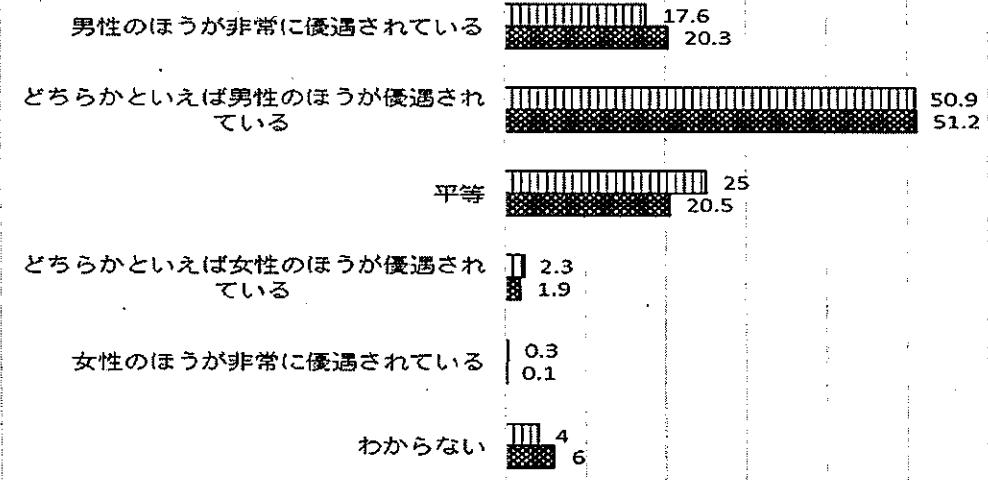


(資料:内閣府:男女共同参画社会に関する世論調査(令和元年度実施))

(3) 社会通念、慣習等について

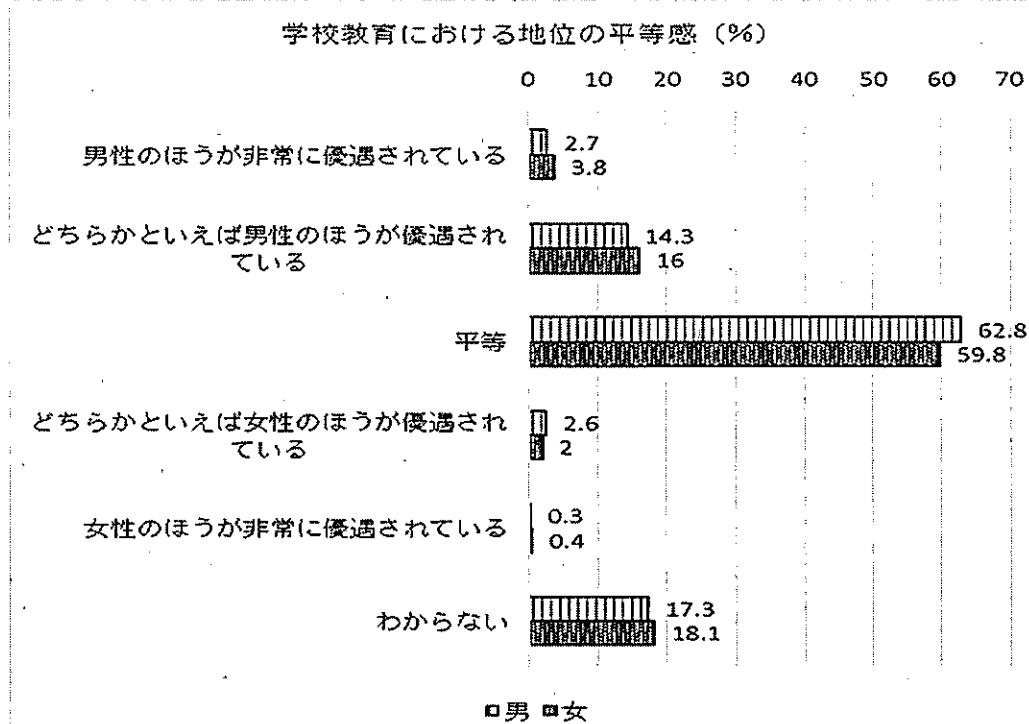
社会通念・慣習等における平等感 (%)

0 10 20 30 40 50 60



(資料:内閣府:男女共同参画社会に関する世論調査(令和元年度実施))

(4) 学校教育の場において



(資料:内閣府:男女共同参画社会に関する世論調査(令和元年度実施))

■施策の方向1 人権教育の推進

1. 男女平等教育の推進 (学校教育課)

◆内容

男女共同参画意識を高めるため、教職員に対する研修機会及び児童や生徒に対する学習機会の充実を図ります。

男女平等教育に関する教職員に対する研修会の実施		
達成度を計る指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	1回／年	1回／年を維持継続

2. 学校における人権教育 (学校教育課)

◆内容

学校の授業において、人権に対する正しい理解と認識を深めるための機会を設けます。

第2章

あらゆる分野における男女共同参画の推進

現状と課題

社会のあらゆる領域での多様性の確保のためには、政策・方針決定過程への男女共同参画を進めていかなければなりません。

このプランは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項の規定に基づく、女性活躍推進に向けた町推進計画としての位置付けを併せ持つことから、女性の職業生活における活躍を推進、支援する取り組みを進める必要があります。

少子高齢化が進展する中では、仕事と育児や介護が両立できる環境が必要です。男女が安心して子どもを産み育てたり、家族を介護したりするなど、家族として責任を果たすことができる社会を形成していかなければなりません。

男女一人ひとりの生き方が多様化する中で、男性も女性も共に家族としての責任を担い、社会がそれを支援していく体制づくりが重要であると同時に、職場・家庭・地域のバランスのとれた、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現が求められます。

政策・方針決定過程への男女共同参画を拡大していくためには、町が率先して、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画についての取り組みを進める必要があります。各種審議会等への女性の登用率向上等により、目に見える形で示していくことで、より一層男女共同参画社会の形成が進むことが期待されています。

施策方針

「仕事、家庭、地域等に

男女が共に参画できる体制づくりを進めます」

3 すべての人に
健康と福祉を



5 ジェンダー平等を
実現しよう



8 繁きがいも
経済成長も



16 平和と公正を
すべての人へ



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



■ 第1節 仕事と家庭生活の両立支援 ■

仕事、家庭生活、地域生活、自己啓発活動などにおいて、自らが満足できるバランスの中で暮らすことはとても重要です。仕事と家庭の両立、家事と育児の両立、地域活動への参加等、多様なライフスタイルの提案をし、男女が共に充実した生活が送れるような環境づくりを支援します。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、将来に向けて働き方を見直す必要があります。仕事中心のライフスタイルを改善していくためには、事業者の積極的な取り組みが求められることから、事業者に対する男女共同参画の啓発活動を推進します。（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律64号）第6条第2項の規定に基づく、女性活躍推進に向けた町推進計画）

■施策の方向1 育児・家事・介護等の男女共同責任の促進

1. 母子保健事業 （子育て健康課）

◆内容

妊娠期から出産・子育て期の切れ目ない支援を行い、安心して子育てができるようにするために、仲間づくりや外出支援を目的に乳児初期から母親が集える「ひだまりサロン」事業を実施します。

「ひだまりサロン」の参加率		
達成度を計る指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	20%（見込）	25%

※「ひだまりサロン」の参加者数÷年間出生児数

2. 男の料理教室 （子育て健康課）

◆内容

男性が健康に配慮した食生活を営めるよう、食生活改善推進協議会の協力により、男性を対象とした「男の料理教室」を開催します。

「男の料理教室」の開催		
達成度を計る指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	4回／年	4回／年を維持継続

3. ゆる体操の普及 (子育て健康課)

◆内容

運動習慣がなかった方や高齢者でも安心して行えるよう、子育て中の方や男性を対象とした体験会を実施して、運動習慣の定着と介護予防に努めます。

■施策の方向 2 育児・介護支援サービスの充実

1. 通常保育事業 (子育て健康課)

◆内容

保護者等が労働・疾病などのために保育にあたることができない場合、保護者に代わり乳幼児に対し保育を行います。

2. 放課後児童健全育成事業 (子育て健康課)

◆内容

保護者等が労働等により扈間家庭にいないおむね10歳未満の就学児童に対し、授業の終了後に適切な生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

3. 子育て支援事業 (子育て健康課)

◆内容

子育て支援を希望する保護者とその支援を提供することを希望する人の相互援助活動として、ファミリー・サポート・センター活動を実施します。

達成度を計る指標	まかせて会員・両会員数	
	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	62人	95人

4. 介護家族教室の開催 (福祉介護課)

◆内容

地域包括支援センターと連携し、高齢者等を介護している家族に対して、介護に関する情報提供や介護技術の習得を図ることで家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

「介護家族教室」の開催		
達成度を計る指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	2回／年	2回／年を維持継続

5. 地域包括ケアの推進 (福祉介護課)

◆内容

高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、介護や介護予防、医療、福祉などが連携した地域包括ケアシステムの構築を推進し、地域包括支援センターと連携し、相談体制と個別ケースへの支援体制を強化します。

■施策の方向 3 ワーク・ライフ・バランスの推進

1. ワーク・ライフ・バランスの啓発 (企画政策課(協働推進担当))

◆内容

充実した生活を送るため、仕事と家庭生活、地域活動等とのバランスを取りながら、自分のライフステージに合致した多様な働き方を選択できるよう、意識啓発や情報の提供に努めます。

職員を対象とした研修会の開催や事例紹介		
達成度を計る指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	未実施	1回／年

2. 母子保健事業 (子育て健康課)

◆内容

元気に母と子が出産を迎えるように妊娠・出産・育児についての健康教育を行い、男女がともに子育てに参画するための意識づくりを図ります。

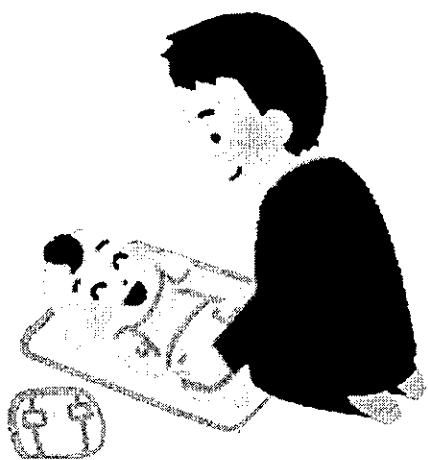
達成度を計る指標	「ママ&パパ教室」の父親の受講率	
	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	45%	50%

※ 「ママ&パパ教室」の父親の参加延べ数÷第1子出生数

3. 主に男性を対象とした子育ての場の提供 (子育て健康課)

◆内容

駅前子育て支援センターにおいて、父親向けひろばや講座等の提供により父親の子育て参画意識を啓発します。



■ 第2節 女性が活躍できる労働環境の整備 ■

男女がともに働きやすい労働環境の整備に向けて、町の広報紙やホームページを利用して、町内の事業所等に情報提供を行うとともに、特に女性が意欲的に就業し、活躍できるよう、事業者の主体的な取り組みを促進する働きかけを行います。

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条の規定に基づく、女性活躍推進に向けた町推進計画)

■施策の方向1 雇用や職場での不平等改善の啓発と働きかけ

1. 労働環境の整備啓発 (産業振興課)

◆ 内容

- ① 「男女雇用機会均等法」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく制度に関する最新情報を提供します。

広報紙等の媒体や町事業所組織を通じた情報提供		
達成度を計る指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	未実施	1回／年

- ② パートタイム労働や派遣労働など多様化する労働形態に対応するため、労働条件の向上について普及・啓発を図ります。

広報紙等の媒体や町事業所組織を通じた情報提供		
達成度を計る指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	2回／年	2回／年を維持継続

■施策の方向2 ゆとりある生活と働きやすい勤務体制づくりの推進

1. 社会環境整備の促進 (産業振興課)

◆内容

育児・介護休業制度の普及定着に向け、広報紙等を通じて最新情報を提供します。

達成度を計る指標	広報紙等の媒体や町事業所組織を通じた情報提供	
	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	未実施	2回／年

■施策の方向3 生涯を通じた女性の健康支援

1. 女性のためのがん検診 (子育て健康課)

◆内容

女性が自らの健康管理のひとつとして、女性特有のがんである子宮頸がんや乳がんの検診制度を活用し、がんの早期発見、早期治療につなげます。

達成度を計る指標	検診受診者数	
	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	900件／年間（見込）	900件／年間を維持継続

2. 女性のための健康相談 (子育て健康課)

◆内容

女性特有の病気やライフステージにおける心身の不調等に対応するため、健康づくり推進事業における健康相談や健康講座等を通じて女性の健康維持をサポートします。

■ 第3節 就労機会と職業能力の拡大 ■

国勢調査に基づく年齢階級別労働率では、一般的にM字型のカーブを描きます。それは、結婚・出産・子育て期にあたる20歳代後半から30歳代前半で就業する女性の割合が低下し、その後、育児から手が離れた40歳代に再就職をする傾向があるためです。

本町における女性の労働力率は、15歳以上の女性の労働力率が48.2%で約2人に1人が就業しているもしくは、就業を希望しています。

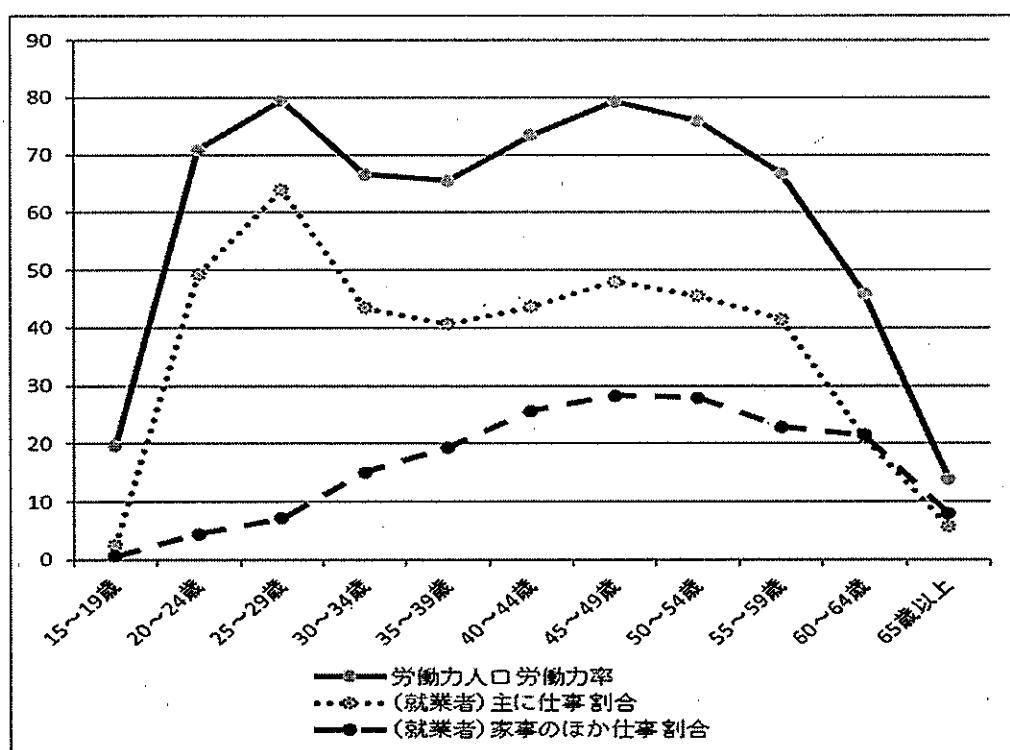
就業は、生活の経済的な基盤を成すものであり、安定した生活を送るために重要です。本町の労働力率をみると、20歳代後半から低下した労働力率は、子育てを終える40歳代から上がり始め、50歳前後で緩やかにピークを迎え、ほぼ20歳代後半の労働力率まで回復します。しかし、「(就業者) 主に仕事」をみると、20歳代後半でピークを迎えて急激に低下してその割合はその後あまり増加せず、代わって「(就業者) 家事のほか仕事」の割合が増加しています。

女性がどのライフステージにあっても働くことができるよう、また、結婚・出産、子育て等で離職しても、再就職することができるよう様々な情報を提供します。

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条の規定に基づく、女性活躍推進に向けた町推進計画)

■開成町の女性の労働力率年齢別割合

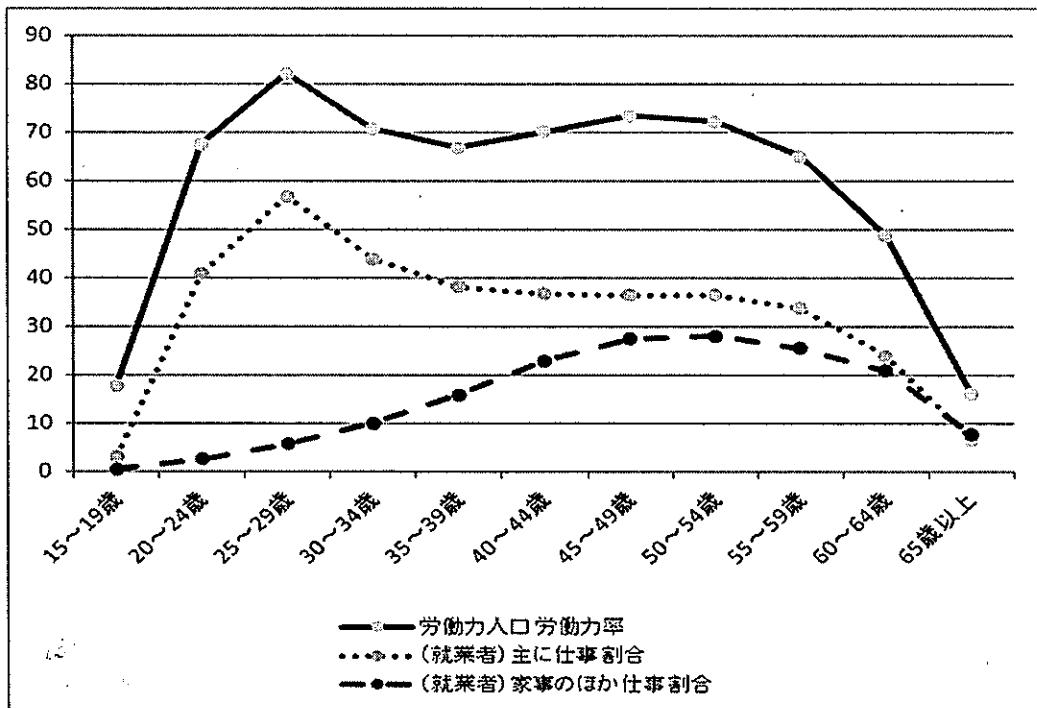
○ 労働力率：(就業者+完全失業者) ÷人口×100
 ● (就業者) 主に仕事割合
 ▲ (就業者) 家事のほか仕事割合



(資料：平成27年国勢調査)

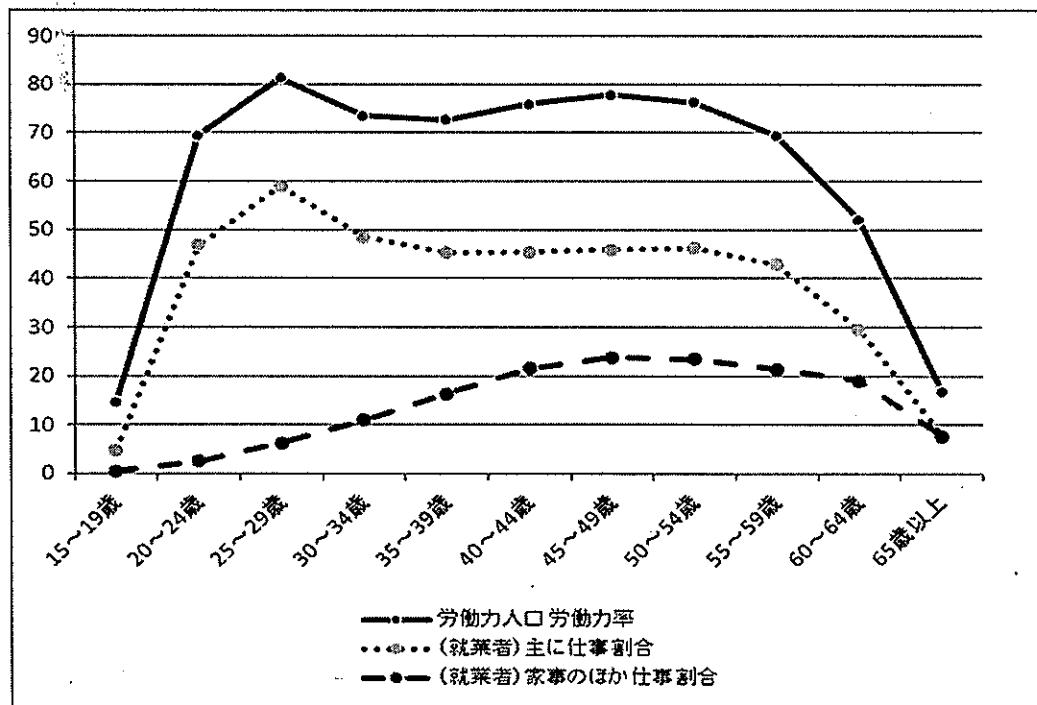
(参考)

■神奈川県の女性の労働力率年齢別割合



(資料：平成27年国勢調査)

■全国の女性の労働力率年齢別割合



(資料：平成27年国勢調査)

■施策の方向1 就労情報提供と相談体制の整備

1. 労働環境の整備啓発 (産業振興課)

◆内容

- ① 就職・再就職のための相談・支援に関する情報を提供します。

刊行物や町の広報紙等を活用した情報提供		
達成度を計る指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	24回／年	24回／年を維持継続

※厚生労働省神奈川労働局等から送付される資料による情報の提供を含みます。

- ② 勤労者の労働諸問題解決のための相談や窓口紹介を随時行います。

■施策の方向2 職業能力開発への支援

1. 労働環境の整備啓発 (産業振興課)

◆内容

職業能力を習得できるよう職業能力講座の開設・情報の提供を行います。

神奈川県職業訓練校生徒募集の案内の情報提供を行います。

刊行物や町広報紙等を活用した情報提供		
達成度を計る指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	12回／年	12回／年を維持継続

■施策の方向3 起業への支援

1. 労働環境の整備啓発 (産業振興課)

◆内容

女性の起業を支援するため、就労情報や学習機会の情報提供を行います。

刊行物や町の広報紙等を活用した情報提供		
達成度を計る指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	12回／年	12回／年を維持継続

※厚生労働省神奈川労働局等から送付される資料による情報の提供を含みます。

■ 第4節 政策・方針決定の場への共同参画 ■

政策や方針決定過程の場に、男女が対等に参画することは、それぞれの意見を反映させていくために重要なことです。しかし、政策や方針決定過程に参画する女性の割合は、まだまだ低いのが現状です。

公正な社会を築くためには、社会の構成員の半数を占める女性の意見を、町の政策に反映していく必要があります。そのためには、町民を始め様々な分野の人の意見を行政に伝えていく機関である、各種委員会や審議会等への女性の参画はとても大切な取り組みです。

■委員会、審議会等委員への女性登用率 平成31（令和元）年4月1日現在

委員会、委員、審議会名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性の割合(%)
教育委員	4	2	50.0%
選挙管理委員会	4	0	0.0%
監査委員	2	0	0.0%
農業委員会	12	3	25.0%
固定資産評価審査委員	3	0	0.0%
国民健康保険運営協議会	6	2	33.3%
総合計画審議会	12	5	41.7%
防災会議	15	1	6.7%
都市計画審議会	10	1	10.0%
民生委員推薦会	14	4	28.6%
町営住宅運営審議会	5	1	20.0%
水道事業運営協議会	6	2	33.3%
青少年問題協議会	13	1	7.7%
特別職報酬等審議会	0	0	0.0%
表彰審査委員会	6	1	16.7%
下水道運営審議会	8	1	12.5%
健康づくり推進協議会	10	6	60.0%
環境美化推進協議会	14	1	7.1%
文化財保護委員	4	2	50.0%
廃棄物減量等推進審議会	0	0	0.0%
環境審議会	7	2	28.6%
高齢者保健福祉事業運営協議会	11	5	45.5%

第2章 あらゆる分野における男女共同参画の推進

情報公開審査会	5	0	0.0%
個人情報保護審査会	5	0	0.0%
社会教育委員	10	3	30.0%
国民保護協議会	15	0	0.0%
行政改革推進委員会	9	3	33.3%
学校運営協議会	32	9	28.1%
子ども・子育て会議	11	7	63.6%
協働推進会議	6	2	33.3%
スポーツ推進委員	10	5	50.0%
合 計	269	69	25.7%

* 総合計画審議会は第五次開成町総合計画後期基本計画策定時の構成

* 防災会議及び国民保護協議会は平成27年開催当時の構成

* 特別職報酬等審議会及び廃棄物減量等推進審議会は近年の審議実績なく、構成未定



■施策の方向1 町政への女性参画機会の促進

1. 女性の社会参画の促進（企画政策課（協働推進担当））

◆内容

女性の社会参画を進めるため、女性の各種委員会等委員への登用の促進に努めます。

達成度を計る指標	審議会等委員への女性登用率	
	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	25.7%	40.0%

■施策の方向2 人材育成の支援

1. 女性の社会参画の促進（企画政策課（協働推進担当））

◆内容

様々な分野で活躍できる女性育成のため、年度ごとにテーマを設定し、各種講座や職員研修等を実施します。

達成度を計る指標	職員研修や各種講座等の実施	
	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	1回／年	1回／年を維持継続

※関係団体等の開催事業への派遣研修や、共催事業への参加を含みます。

■ 第5節 男女共同参画による地域活動の推進 ■

「第五次開成町総合計画後期基本計画」では、「町民主体の自治と協働を進めるまち」の実現に向けて、町民と行政における対話をもとに、町民の視点に立ち、様々な施策を展開しています。

男女共同参画社会を実現するためには、町民の地域活動への参画はとても重要なことです。町は、多くの町民が地域で活動できるように支援するとともに、地域活動において、男女が平等に参画できるように働きかけます。

■施策の方向1 地域活動に男女が参画しやすい環境づくりの検討

1. 女性の社会参画の促進（企画政策課（協働推進担当））

◆内容

地域活動団体役員への女性登用支援を始め、地域活動への理解促進のための広報・啓発を実施します。

広報紙等による広報・啓発		
達成度を計る指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	未実施	1回／年

■施策の方向2 防災・災害対策への女性の参画

1. 避難所運営への女性の参画（防災安全課）

◆内容

避難所での生活における女性のニーズやプライバシーの確保等に配慮した運営をするため、女性の参画による取り組みを進めます。

2. 女性消防団員の加入促進（防災安全課）

◆内容

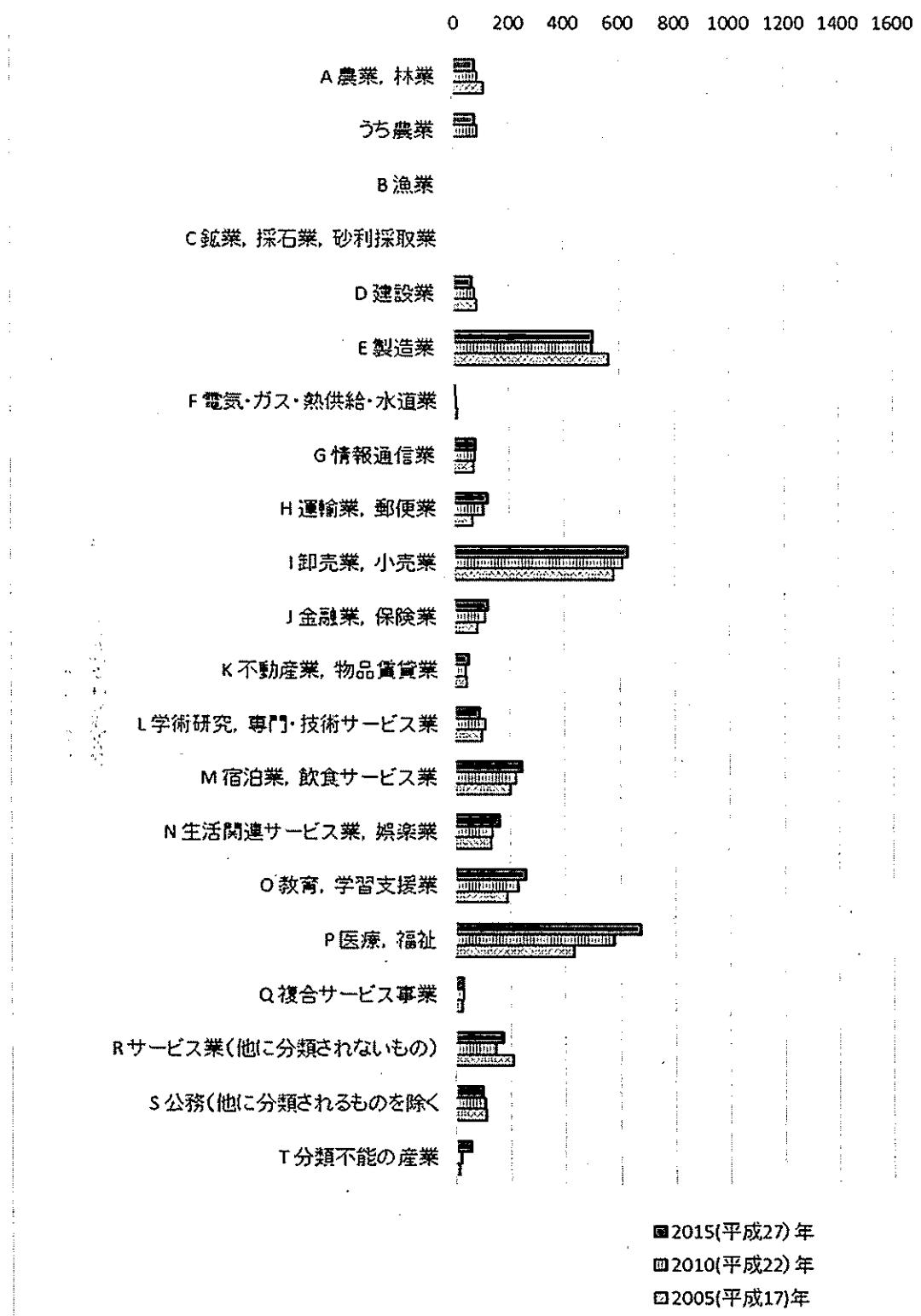
女性の消防団員の加入を促進し、地域に密着した消防団活動の活性化を図ります。

第2章 あらゆる分野における男女共同参画の推進

■ 開成町の男女別就業別産業構造

(単位:人)

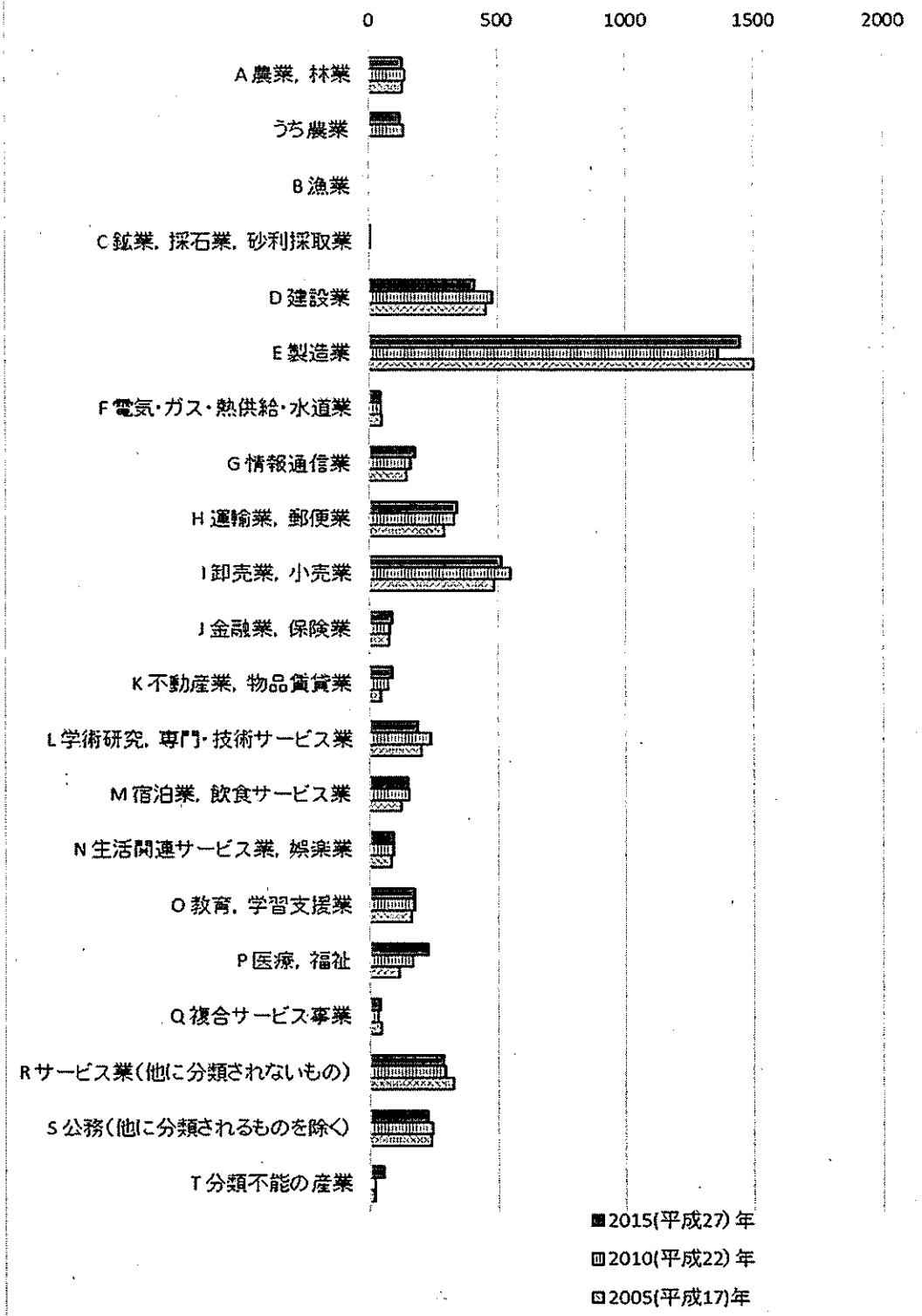
女性



(資料:平成27年国勢調査)

(単位:人)

男性



(資料:平成27年国勢調査)

第3章

暮らしやすい地域づくりと人権の尊重

現状と課題

男女共同参画社会とは、女性も男性も、各人が性別にかかわりなく互いの人権を尊重し、相手に対する思いやりをもってその個性を発揮して生きていくことができる社会の実現であると言えます。

少子高齢化社会を迎える中、子育て中の家族や高齢期の家族を社会全体で支えていける仕組みの整備を進めていくことは、重要な課題です。町民が男女の心身の健康やライフステージにおける課題について正しい知識や情報を入手し、理解して自らが主体的に行動し、地域全体で支援していく必要があります。

また、近年は多様な性を理解し、尊重することも重要な取り組みになっています。いわゆる性的マイノリティの方々は必ず人口の一定割合で存在するといわれています。そういった方々が孤立しないよう、理解と支援が必要となっています。

男女共同参画社会を実現する上で大きな課題である、DV等の暴力に対しても根絶の取り組みを進めなければなりません。近年は全国的にこれらに起因すると考えられる悲惨な犯罪も発生しており、重大な人権侵害であるDV等の暴力に対しては、積極的な取り組みが必要です。

なお、本章第4節は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく本町の基本的な計画として位置付けています。

施策方針

「男女が互いの性別にかかわりなく、人権を尊重し

相手に思いやりをもって生きていく社会をつくります」



■ 第1節 子育てを支える地域づくりの推進 ■

平成30年に実施した町民意識調査では、子育て環境の整備についての満足度は、「満足（2.6%）」「やや満足（23.6%）」で、満足の合計は26.2%でした。

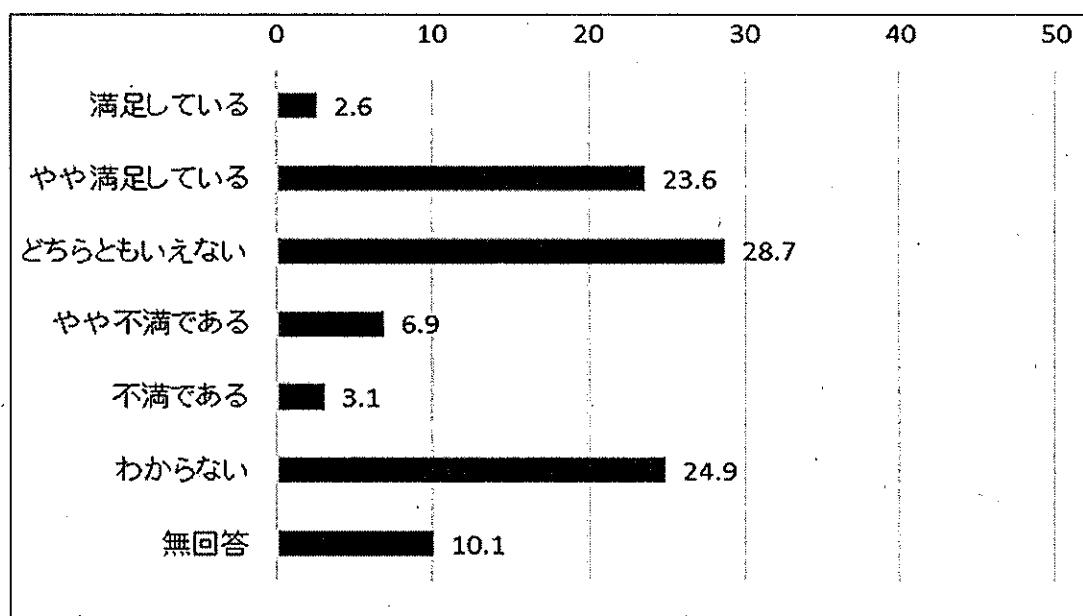
不満の合計は、「不満（3.1%）」「やや不満（6.9%）」と、満足の合計の2分の1以下の10.0%でしたが、一方で「どちらともいえない（28.7%）」「わからない（24.9%）」という評価が合計で半数以上という内容でした。

子育て環境の整備の関心度については、「とても関心がある（23.8%）」「多少関心がある（33.1%）」と、関心があると答えた人が56.9%を占めており、子育て環境の整備に対する関心度は高い結果となっています。

町は、地域ぐるみで子育てを支援する体制づくりを進め、子育てについての悩みを相談できる窓口を充実させるとともに、積極的に子育て情報の提供に努める必要があります。

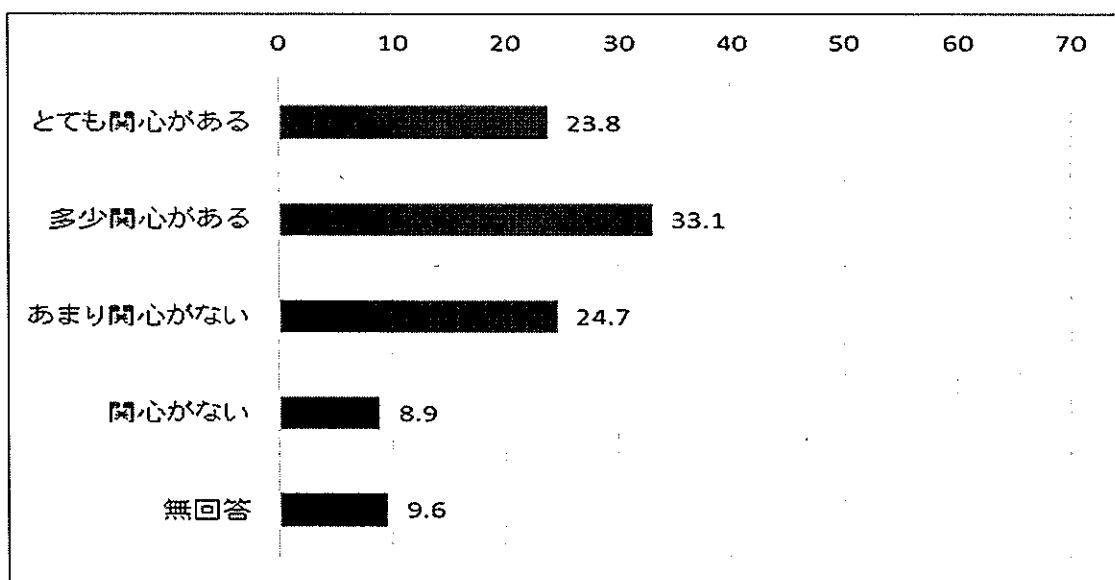
（設問）第五次開成町総合計画前期基本計画で定めた40の施策について、あなたにとっての「満足度」と「関心度」を教えてください。【子育て環境の充実について】（○はそれぞれ1つずつ）

単位：%



（資料：平成30年実施 町民意識調査）

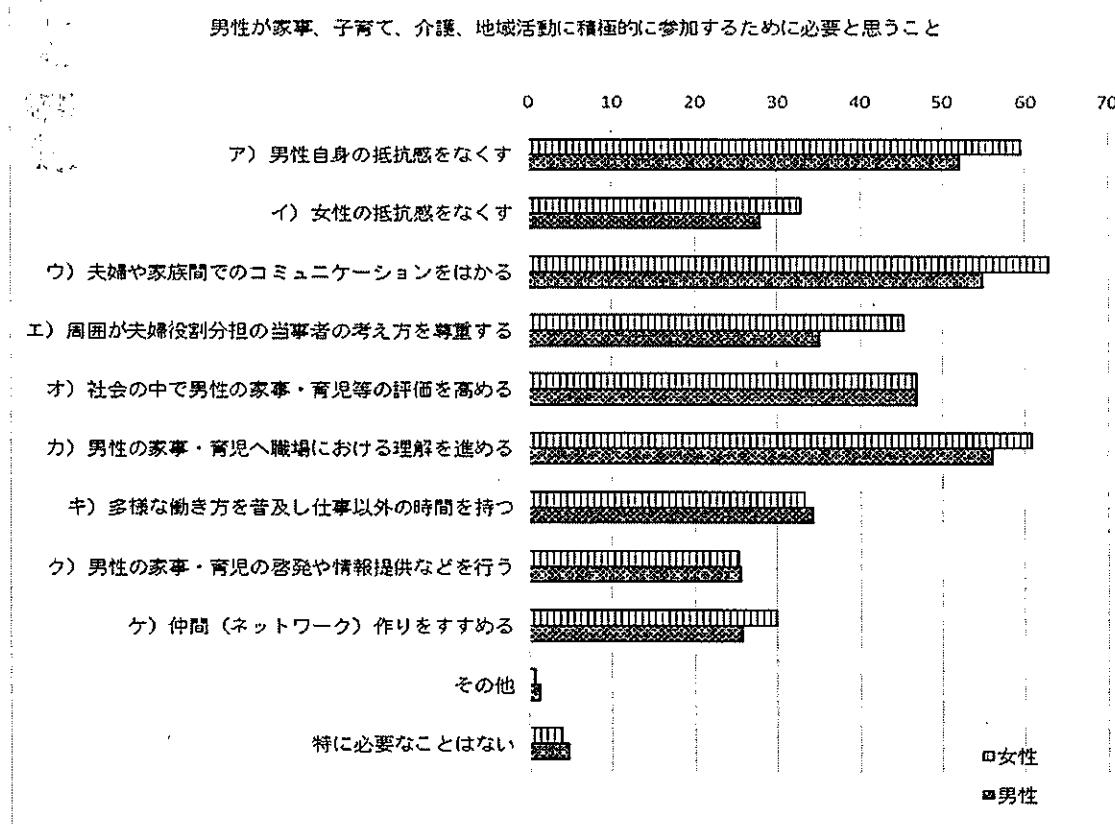
単位：%



(資料：平成30年実施 町民意識調査)

(設問) 今後、男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加してゆくためにはどのようなことが必要だと思いますか。この中からいくつでもあげてください。

単位：%



(資料：内閣府：男女共同参画社会に関する世論調査(令和元年度実施))

■施策の方向1 子育て環境の整備

1. 家庭教育支援事業 (生涯学習課)

◆内容

多くの父親と母親が、共にそろって「はじめての3歳児講座」に参加しやすいように、託児と共に土日の開催日を設けます。

はじめての3歳児講座の土日開催日		
達成度を計る指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	1回／年5回開催のうち	2回／年5回開催のうち

2. 母子保健事業 (子育て健康課)

◆内容①

母子保健の視点から地域ネットワークづくりを図ります。また、地域での子育て支援を推進します。

◆内容②

全ての乳幼児が、健やかに成長できるよう、健康診査や相談教室で、子どもの健康確認と親への支援・指導を充実します。

3歳児健康診査の受診率		
達成度を計る指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	95%以上	97%以上

3. ひとり親家庭等医療費助成事業 (子育て健康課)

◆内容

ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図るため、ひとり親家

庭等の医療費の一部を助成します。

4. 開成町駅前子育て支援センター事業 (子育て健康課)

◆内容

子育て支援センター機能の充実のため、未就学児親子等の交流、相談や講習会等、地域の子育て支援事業を実施します。

達成度を計る指標	子育て支援センターの年間利用者数	
	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	9,500人（延べ）（見込）	9,500人（延べ）



第2節 高齢者の自立支援

加齢による体力の低下や疾病などは、私たちが社会生活を営むことを困難な状況にする要因の一つです。

本町の老人人口（65歳以上）は、年々増加しており、今後も高齢化率は上昇していくと見込まれます。

平成30年に実施した町民意識調査では、高齢者福祉についての満足度について、「満足（2.9%）」「やや満足（16.1%）」と満足とする人の割合は、19.0%でした。

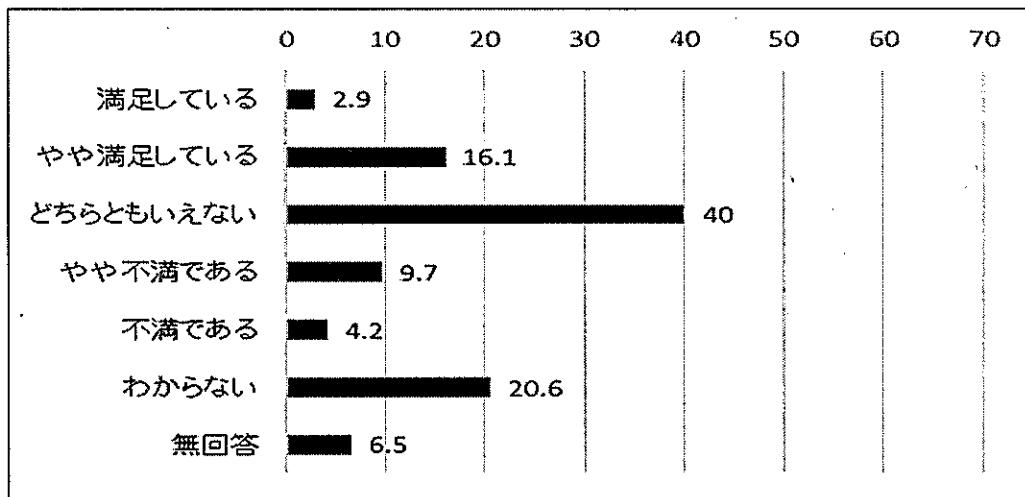
不満とする人の割合は、「不満（4.2%）」「やや不満（9.7%）」という人の合計が13.9%で、満足と回答した人が若干多い内容です。しかし、「どちらともいえない（40.0%）」「わからない（20.6%）」が6割以上を占めています。

一方、関心度については、「とても関心がある（29.3%）」「多少関心がある（45.8%）」と、関心がある人の割合は、75.1%に達しており、満足度にかかわらず関心をもつ人が多いということがわかります。

本町では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいを持って暮らせるよう、「開成町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を推進するとともに、介護サービス供給体制を充実させます。また、高齢者の介護をしている家族に対する身体的・精神的負担の軽減を図ります。

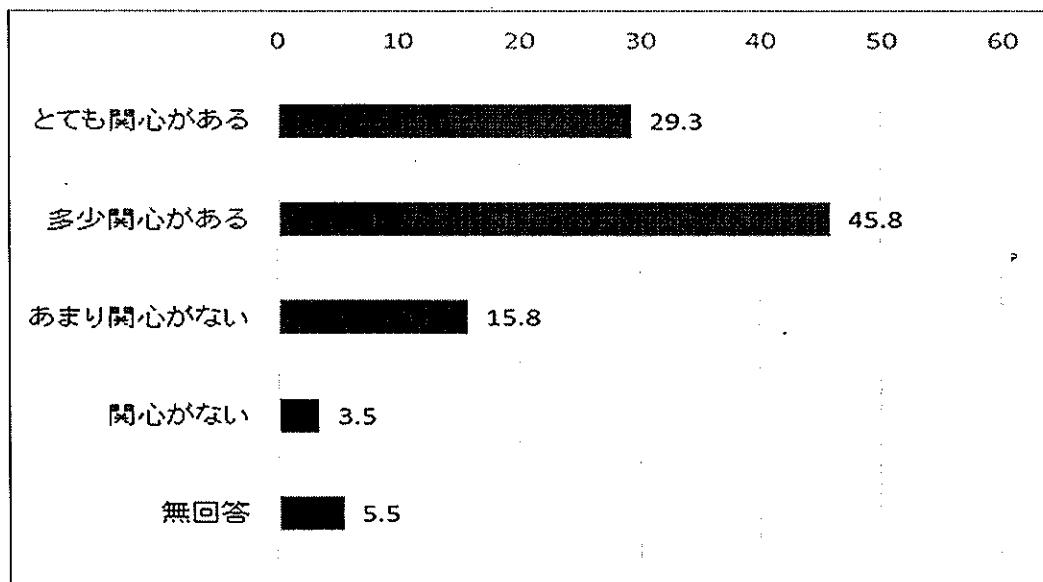
（設問）第五次開成町総合計画前期基本計画で定めた40の施策について、あなたにとっての「満足度」と「関心度」を教えてください。【高齢者福祉の充実について】（○はそれぞれ1つずつ）

単位：%



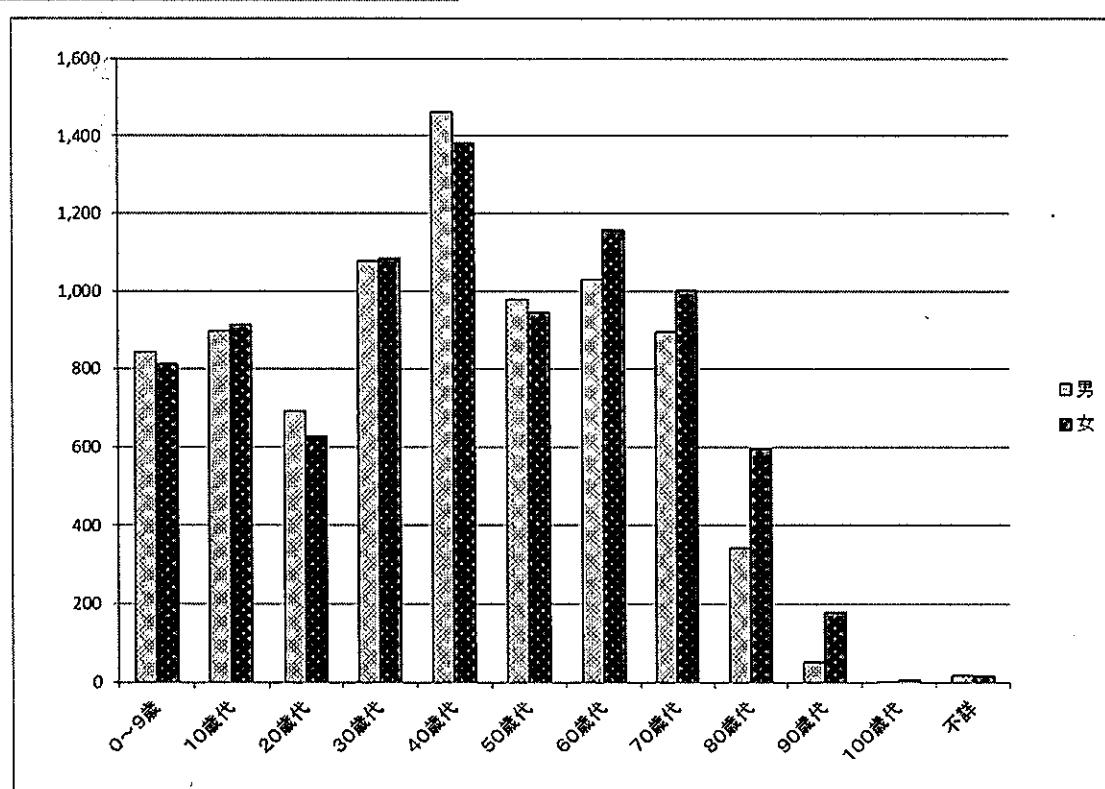
（資料：平成30年実施 町民意識調査）

単位：%



(資料：平成30年実施 町民意識調査)

■男女別年齢10歳階級別人口構成



(資料：平成27年国勢調査)

■施策の方向 1 地域で支える高齢者の自立と介護者への支援

1. かいせいいきいき健康体操の普及 (福祉介護課)

◆内容

介護予防を目的として作成した町のオリジナル体操である、「かいせいいきいき健康体操」の普及を目的に、地域での体操サロンの定着に取り組みます。

2. 介護家族教室の開催 (再掲) (福祉介護課)

◆内容

地域包括支援センターと連携し、高齢者等を介護している家族に対して、介護に関する情報提供や介護技術の習得を図ることで家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

「介護家族教室」の開催		
達成度を計る指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	2回／年	2回／年を維持継続

3. 地域包括ケアの推進 (再掲) (福祉介護課)

◆内容

高齢者が住み慣れた地域で、自立した日常生活を営むことができるよう、介護や介護予防、医療、福祉などが連携した地域包括ケアシステムの構築を推進し、地域包括支援センターと連携し、相談体制と個別ケースへの支援体制を強化します。

■ 第3節 生きがいづくりと健康維持 ■

女性には妊娠や出産のための身体機能があり、男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。男性は、自身の健康はもちろんのこと、女性特有の健康問題についても正しい知識を身につけておくことが必要です。

また、乳幼児から高齢者まで、それぞれの健康状態に応じた健康管理と健康づくりを適切に行なうことも大切です。平成30年に実施した町民意識調査では、健康づくりの満足度について、「満足（4.7%）」「やや満足（26.5%）」で、満足とする人の合計は31.2%でした。また、不満の合計は、「不満（1.5%）」「やや不満（7.9%）」で9.4%でしたが、「どちらともいえない（37.6%）」「わからない（13.0%）」の割合が、約半数を占めています。

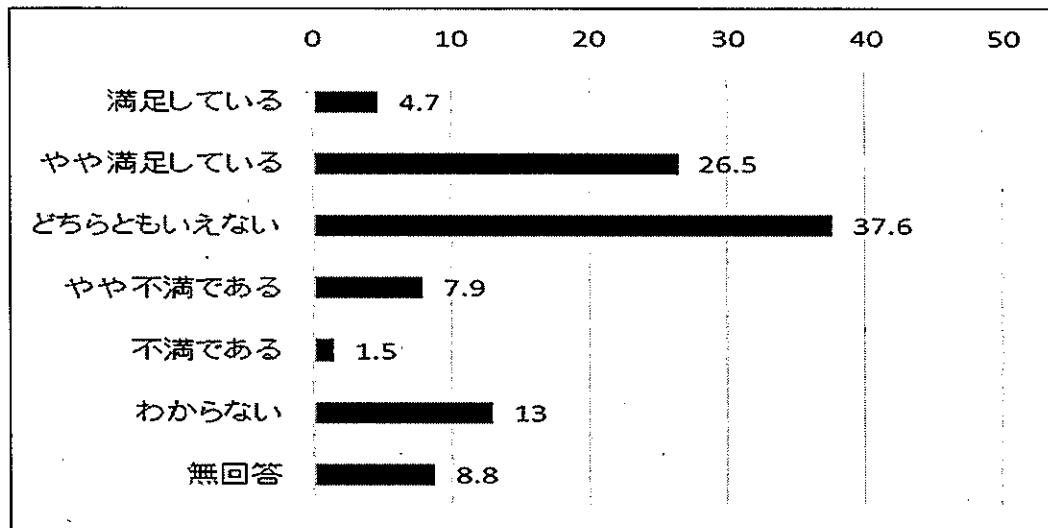
一方、関心度では「とても関心がある（23.4%）」「多少関心がある（52.6%）」と答えた人の割合は76.0%と8割近い回答者が健康に関することがわかります。

町は、生涯を通じて健康で生きがいをもって生活できるよう、様々な学習講座を充実させ、年齢に応じた生涯学習を行えるようにさらに体制を整備する必要があります。

また、各種検診の実施や健康づくりに関わる講座等の開催、相談体制の強化を図ります。

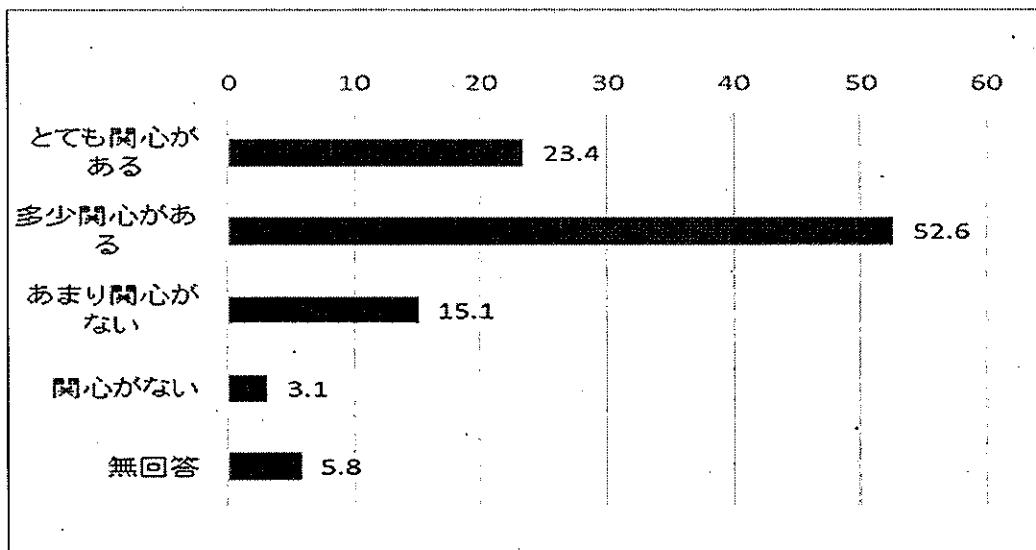
（設問）第五次開成町総合計画前期基本計画で定めた40の施策について、あなたにとっての「満足度」と「関心度」を教えてください。（健康づくりについて）（○はそれぞれ1つずつ）

単位：%



（資料：平成30年実施 町民意識調査）

単位：%



(資料：平成30年実施 町民意識調査)

● コラム③

かいせい男女共同参画ボランティアの皆さん編集による情報誌「かけはし」第21号のテーマ「気軽に地域デビュー」の記事から抜粋してみました。

《地域参加のコツ》

1 「初めは声掛け！」

～1日1回声をかけ、元気をもらい、元気をあげる～
声掛けし、近所の人を家から誘い出す。

2 「参加してみよう！」

～なるべく町の行事に参加する。日々新しい出会いの場所に参加する～
自治会活動へ参加する。自分の関心のあるものには進んで参加してみる。

3 「そして出会いましょう！」

～いろいろな人、いろいろな世代と出会うこと！～
仲間づくりをもっと頑張る。

4 「無理しないで頼ろう！」

～1人で抱え込まず、「大変なの、手伝ってよ！」と声をかける～
地域の人たちとの繋がりを自分の無理のない範囲で広げる。

5 「発想する！」

～新しい発想を取り入れる～

(平成31年3月15日発行 男女共同参画情報誌「かけはし」第21号から転載)

■施策の方向1 生きがいづくりの支援

1. 生涯学習システムの整備 (生涯学習課)

◆内容

人材バンク登録制度を充実し、優れた人材の掘り起こしを図ります。

達成度を計る指標	人材バンク登録者数	
	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	70名（見込）	70名を維持

2. 学習プログラムの充実 (生涯学習課)

◆内容

多様化するニーズに対応するため、生涯学習講座の内容の充実を図ります。

達成度を計る指標	生涯学習講座の満足度（受講者アンケート）	
	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	未実施	4ポイント以上（5段階評価）

■施策の方向2 生涯にわたる健康づくりの推進

1. 保健予防事業 (子育て健康課)

◆内容

- ① 疾病の早期発見を行い、生涯にわたり健康で暮らせるように、がん検診を始めとする各種検診を充実します。

② 生活習慣病予防のため、健康教育を充実します。

成人の健康に関する講座実施回数		
達成度を計る指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	45回／年	50回／年

※生活習慣病（高血圧・糖尿病・メタボリック症候群）予防教室開催

2. 成人健康相談 （子育て健康課）

◆内容

生涯にわたり、自立した生活をしていくために、健康に関する相談（メンタルヘルスを含む）を実施していきます。

成人健康相談の開催回数		
達成度を計る指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	12回／年	12回／年を維持継続

3. 生涯スポーツの推進 （生涯学習課）

◆内容

町民の健康増進や町民相互の親睦を図るため、スポーツイベントの充実を図るとともに、関係団体と連携し、スポーツ教室を開催します。

スポーツ・レクリエーション事業の参加者数（年間）		
達成度を計る指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	5, 353人	8, 900人

■ 施策の方向3 女性の権利の尊重と性についての意識啓発

1. 母子保健事業 (子育て健康課)

◆内容

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ*（性と生殖に関する健康と権利）に配慮し、女性の生涯を通じた健康支援（妊娠婦保健指導、相談、訪問等）を行います。また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発を行います。

*リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

1994年にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱され、日本では「性と生殖に関する健康と権利」として訳されています。女性が生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であることを指し、リプロダクティブ・ヘルスを享受する権利をリプロダクティブ・ライツといいます。今日では、女性の人権の重要な一つとして認識されています。

つまり、性の問題、思春期の問題、妊娠、出産、中絶、避妊、不妊、性感染症、更年期障害など、女性の生涯にわたる健康の問題に対応し、健康を確保することを意味しています。

達成度を計る指標	妊娠届出時保健師面談率（年間）	
	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	97%（見込）	97%以上を維持継続



■ 第4節 人権を尊重した生き方の啓発と支援 ■

ドメスティック・バイオレンス（DV）は人権を侵害する重大な犯罪であるにも関わらず、家庭内で発生することが多いため顕在化しにくく、加害者に犯罪としての認識が薄いことも事案の深刻化の一因となっています。DVには、殴る蹴るなどの身体的暴力、暴言を吐く、無視をするなどの精神的暴力、性的暴力や家族に生活費を渡さないなどの経済的暴力等のさまざまな種類があります。そして、インターネットやスマートフォン等の普及により、行動を監視するなど、暴力の種類が増えつつあると同時に、デートDV（交際相手からの暴力）の問題も増加しています。

DVは、深刻な人権侵害です。本町は、関係機関との連携を強化して被害者の救済をするとともに、DV被害者の相談や自立に向けた支援をし、DVの根絶を目指します。

職場における異性への性的いやがらせ（セクシャル・ハラスメント）や職務上の地位等の優位性を背景とした攻撃や不当な要求（パワー・ハラスメント）等も重大な人権侵害です。これらのハラスメント防止のための意識啓発を行うとともに、被害者が安心して相談できる窓口を設けます。

（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項の規定に基づく町基本計画）

■施策の方向1 DV等の根絶に向けた環境づくり

1. 配偶者等に対する暴力の根絶に向けた啓発 （福祉介護課）

◆内容

さまざまな情報媒体を通じてドメスティック・バイオレンス（DV）は「犯罪」であるという意識を広め、その予防や根絶のための啓発を進めます。

また、学校を対象としたデートDVを対象とした講演会の開催や、啓発パンフレット等を配布します。

達成度を計る指標	啓発情報の発信回数	
	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	未実施	1回／年

● コラム④

DVとは英語の（domestic violence：ドメスティック バイオレンス）の略です。

用語に明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。例えばこんな事例が該当します。

《身体的暴力》

- ・平手でうつ、げんこつで殴る、身体を傷つける可能性のあるものでなくする
- ・髪をひっぱる、首をしめる
- ・足で蹴る、引きずり回す、物を投げつける

《精神的暴力》

- ・「誰のおかげで生活できるんだ」「かいじょうなし」等と言う
- ・実家や友人と付き合うのを制限したり、電話や手紙を細かくチェックする
- ・何を言っても無視して口を聞かない。
- ・人前でバカにしたり、命令口調でものを言う
- ・大切にしているものを壊したり、捨てたりする
- ・生活費を渡さない
- ・外で働くなど言ったり、仕事を辞めさせたりする

《性的なもの》

- ・見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- ・いやがっているのに性行為を強要する
- ・避妊に協力しない

（内閣府男女共同参画局HPを元に作成）

2. セクシャル・ハラスメント等の防止

（企画政策課（協働推進担当）／福祉介護課）

◆内容

職場などのセクシャル・ハラスメントを始めとするさまざまなハラスメントを防止するための広報啓発、意識の浸透及び被害者に対する支援を行います。

● コラム⑤

【職場のハラスメントって?】

職場のハラスメントとしては、概ね次の3つがあげられます。

① セクシュアルハラスメント

男女雇用機会均等法では、

1. 職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したこと
で解雇、降格、減給等の不利益を受けること。(対価型セクシュアルハラスメント)
2. 性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなつたため、労働者の
能力の発揮に大きな悪影響が生じること。(環境型セクシュアルハラスメント)
をいいます。

事業主、上司、同僚に限らず、取引先、顧客、患者、学校における生徒などもセク
シュアルハラスメントの行為者になり得ます。また、異性だけではなく、同性に対
するものも該当します。

② 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

男女雇用機会均等法、育児・介護休業法では、

1. 産前休業、育児休業等の制度や措置の利用に関する言動により、就業環境が害
されるもの。(制度等の利用への嫌がらせ型)
2. 女性労働者が妊娠したこと、出産したこと等に関する言動により就業環境が害
されるもの。(状態への嫌がらせ型)
をいいます。

③ パワーハラスメント

厚生労働省が取りまとめた定義、類型では、

1. 同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係等の職場内の人間関係を
背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環
境を悪化させる行為をいいます。
2. (1)身体的な攻撃(暴行・傷害) (2)精神的な攻撃(脅迫・名誉棄損・侮辱・
ひどい暴言) (3)人間関係からの切り離し(隔離・仲間外し・無視) (4)過
大な要求(業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害)
(5)過小な要求(業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事
を命じることや仕事を与えないこと) (6)個の侵害(私的なことに過度に立ち
入ること)
とされています。

(厚生労働省HP「職場でのハラスメントでお悩みの方へ」から抜粋)

■施策の方向2 DV等の被害者の支援

1. 被害防止、被害者救済のための相談体制の整備 (福祉介護課)

◆内容

被害者が早期に、安心して相談を受けられるよう、安全と秘密の保持に配慮した相談窓口の整備に努めます。

2. 被害者の安全確保と自立に向けた支援の体制整備 (福祉介護課)

◆内容

情報の秘密保持のもと、被害者の不安や負担を軽減し、安全を確保した上で早期に自立を支援できる体制の整備に努めます。

3. 関係機関との連携 (福祉介護課)

◆内容

庁内の関係課との連携や、県等の他の行政機関等とのネットワークを通じて、情報交換や具体的な事例検討・協議を行います。

● コラム⑥

① なぜDVから逃げられないの？

被害者は、暴力を振るわれ続けることにより、恐怖感や「自分は夫から離れることはできない」といった無力感におちいること等があげられます。

そのほかにも、夫の収入がなければ生活が困難な場合は経済的な問題、子どもの安全や就学の問題から逃げられない、あるいはこれまで築いた地位や人間関係を失ってしまうおそれ等を考えてしまうこともあります。

② 被害者や家族はどんな影響を受けるの？

被害者は暴力によるケガだけでなく、心的外傷後ストレス障害（PTSD）などの精神的な影響を受けることもあります。また、暴力を自撃しながら育ったことにより、子どもの心身にもさまざまな悪影響が生じることがあります。

（内閣府男女共同参画局HPを元に作成）

■ ■ 第5節 多様な性を尊重する社会の実現 ■ ■

私たちの中には、身体の性と心の性が一致しない人や、性的指向が同性や男女両方に向いている人がいます。こうした人たちのことを「性的マイノリティ」といいます。社会的には少数であるため、周囲の人々の偏見や無理解から、多くの困難や生きにくさを抱えて生活している人もいます。

男女共同参画社会の実現に向けて、こうした性的マイノリティの人たちも含めたそれぞれの個性を尊重し、お互いを認め合う関係性を構築する必要があります。

● コラム⑦

LGBTって何？

LGBTとは次のアルファベットの頭文字をとったものです。

Lesbian (レズビアン)	女性の同性愛者
Gay (ゲイ)	男性の同性愛者
Bisexual (バイセクシャル)	両性愛者
Transgender (トランスジェンダー)	身体の性と心の性が一致しないという感覚 (性的違和感)を持つ人

このほかにも次のようなセクシュアリティが存在します。

無性愛者	性愛的関係を求めない人
X(エックス) ジェンダー	性自認を男女のいずれとは認識していない人

(神奈川県HPより抜粋)

■ 施策の方向1 性的マイノリティに対する理解の促進

1. 性的マイノリティに対する理解促進事業

(企画政策課(協働推進担当)／福祉介護課)

◆ 内容

性的マイノリティに対する理解の促進のため、職員等を対象に研修会の実施を検討します。また、広報紙による啓発情報の発信等に努めます。

達成度を計る指標	啓発情報の発信回数	
	現状値（令和元年度）	目標値（令和7年度）
	未実施	1回／年

■施策の方向2 性的マイノリティに対する支援

1. 相談事業の実施（企画政策課（協働推進担当）／福祉介護課）

◆内容

性的マイノリティの不安や悩みの相談体制を整備し、相談者の孤立を防止する取り組みに努めます。

2. 関係機関との連携（企画政策課（協働推進担当）／福祉介護課）

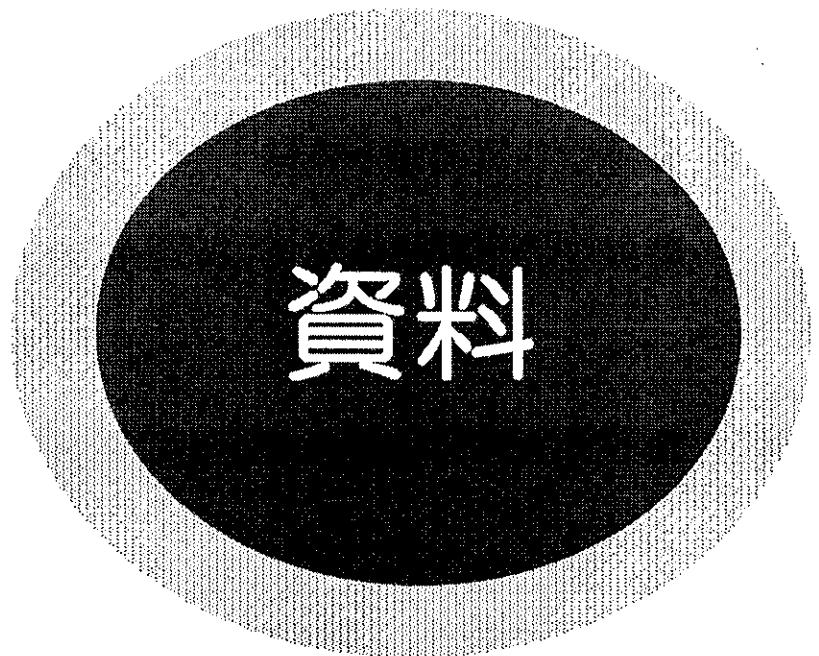
◆内容

府内の関係課との連携や、県等の他の行政機関等とのネットワークを通じて、情報交換や具体的な事例検討・協議を行います。



【注記】

この事業計画の中では、「施策の方向」に記載する取り組み（事業）について主管課を表示していますが、当該主管課名は、令和2年5月1日付の機構改革に基づく新組織による主管課名です。



- 男女共同参画基本法 (P67~)
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
(P72~)
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律
(P83~)
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章
(P96~)
- 男女共同参画に関する国内外の主な動向 (P100~)
- SDGsの表記について (P105~)

男女共同参画社会基本法

(平成11年法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の

形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別の取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人权が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別

による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にの

つとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、男女共同参画社会の形成の促進に關し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのつとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一條 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に

に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲

げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別

的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもつて充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であって

はならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。
(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任され
ることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するため
に特に必要があると認めるときは、前項
に規定する者以外の者に対しても、必要
な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、
会議の組織及び議員その他の職員その他
会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行す
る。

以下省略

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年法律第64号)

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女

性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積

極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要な事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の

職業生活における活躍を推進するためには必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、

- 基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところによ

り、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信

その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一條 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第二百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立さ

れた組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十

条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるよう相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的

地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする

女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、

国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び条例に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その

一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定す

る日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二九年三月三一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、

第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十二条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成13年法律第31号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害

な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項

につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、

基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他

の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説

明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを奨励するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところに

より、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの

生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同

項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞しゅう 恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下の項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛け著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会す

ることを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護

の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター

若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならぬ。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日か

ら起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるとときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことが

できない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雜則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解

を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する

費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

れぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴

力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

年十月一日

附 則 (平成一九年七月一一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

（平成19年12月策定）

我が国は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持つて健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を發揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすこととはできないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがい、喜びは倍

増する。

しかし、現実の社会には、

- ・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
- ・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、
- ・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む

など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や

家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

(仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌)

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

(多様な働き方の模索)

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもあり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な待遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現する

ために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

(多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性)

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に關するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

(明日への投資)

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

- 1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

1. 就労による経済的自立が可能な社会
経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。
2. 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会
働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活

動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

3. 多様な働き方・生き方が選択できる社会性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な待遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

- 2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることのないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

〔企業と働く者〕

- (1)企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

(国民)

(2) 国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

(国)

(3) 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

(地方公共団体)

(4) 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

男女共同参画に関する国内外の主な動向

年	世界の動き	国の動き	神奈川県の動き	本町の動き
1975 (昭和 50)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議 「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進会議開催	・「婦人の社会的地位向上をはかる決議」県議会採択	
1976 (昭和 51)	・国連婦人の10年 (~1985年)			
1977 (昭和 52)		・婦人の10年「国内行動計画」策定 ・「国立女性教育会館」設置		
1979 (昭和 54)	・「女子差別撤廃条約」採択			
1980 (昭和 55)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議			
1981 (昭和 56)		・「国内行動計画後期重点目標」策定		
1982 (昭和 57)			・「かながわ女性プラン」策定 ・「かながわ女性会議」結成 ・「神奈川県婦人総合センター」開館	
1983 (昭和 58)			・「県審議会等への女性の参加推進要綱」制定	
1984 (昭和 59)		・「国籍法」及び「戸籍法」改正		
1985 (昭和 60)	・「国連婦人の10年」最終年世界会議 ・「ナイロビ将来戦略」採択	・「男女雇用機会均等法」公布（翌年施行） ・女子差別撤廃条約批准		
1987 (昭和 62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	・「新かながわ女性プラン」策定 ・かながわ女性会議民	

			間行動計画「私たちの行動計画・かながわ」策定	
1991 (平成3)		・「育児休業法」公布 ・「新国内行動計画（第1次改定）」策定	・「神奈川県婦人総合センター」を「かながわ女性センター」に名称変更 ・「新かながわ女性プラン改定実施計画」策定 ・「県審議会等の委員への女性の登用推進要綱」制定	・女性行政推進委員会・検討部会設置 ・女性行政懇話会設置・提言書作成
1993 (平成5)	・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）」公布・施行		
1994 (平成6)		・男女共同参画推進本部設置（内閣府） ・男女共同参画室設置（総理府） ・男女共同参画審議会設置（総理府）	・第1回東アジア女性フォーラム（現アジア女性友好交流会議）をかながわ女性センターで開催	
1995 (平成7)	・第4回世界女性会議「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）		
1996 (平成8)				・「かいせい女性プラン」策定 ・女性行動計画策定
1997 (平成9)		・「男女雇用機会均等法」改正 ・「育児・介護休業法」改正	・「かながわ女性プラン21」策定 ・かながわ女性センターで、女性総合相談窓口開始 ・女性への暴力相談等関係機関連絡会発足	
1999 (平成11)		・「男女共同参画社会基本法」公布、施行	・女性への暴力相談「週末ホットライン」開設	

2000 (平成12)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」開催 ・ミレニアム開発目標(MDGs)設定(目標3:ジェンダー平等推進と女性の地位向上) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律(ストーカー規制法)」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ女性センター、「女性への暴力相談」窓口設置 	
2001 (平成13)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議設置 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)公布(翌年施行) ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者暴力相談窓口設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・かいせい女性プラン改定委員会設置
2002 (平成14)			<ul style="list-style-type: none"> ・「神奈川県男女共同参画推進条例」公布・施行 ・神奈川県男女共同参画審議会設置 ・配偶者暴力相談支援センター設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・かいせい男女共同参画プラン」策定
2003 (平成15)		<ul style="list-style-type: none"> ・「少子化社会対策基本法」公布 ・「次世代育成支援対策推進法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ男女共同参画推進プラン」策定 	
2004 (平成16)		<ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止法」改正 ・「育児・介護休業法」改正 		
2005 (平成17)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+10」閣僚級会合 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ女性センターにかながわ女性キャリア支援センターを設置 	
2006 (平成18)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「かながわDV被害者支援プラン」策定 	

2007 (平成19)		<ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止法」改正 ・「パートタイム労働法」改正 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」策定 ・「仕事と生活の調和促進のための行動指針」策定 		・かいせい男女共同参画プラン（改定版）策定委員会設置
2008 (平成20)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ男女共同参画推進プラン（第2次）」策定 	・「かいせい男女共同参画プラン」（改定版）策定
2009 (平成22)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「かながわDV被害者支援プラン」改定 	
2010 (平成22)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連「北京+15」記念会合 	<ul style="list-style-type: none"> ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」改定 ・「仕事と生活の調和促進のための行動指針」改定 ・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 		
2011 (平成23)	<ul style="list-style-type: none"> ・UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）正式発足 	<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」改正 		
2012 (平成24)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定 		
2013 (平成25)		<ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止法」改正 ・「ストーカー規制法」改正 ・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「かながわ男女共同参画推進プラン（第3次）」策定 	・第5次開成町総合計画前期基本計画策定

		が位置づけられる。		
2014 (平成26)	第58回国連女性の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「パートタイム労働法」改正 ・「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」開催（以降毎年開催）	・「かながわDV防止・被害者支援プラン」改定、名称変更	・「第3次かいせい男女共同参画プラン」策定
2015 (平成27)	・国連「北京+20」記念会合 ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs)」採択	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」公布・施行 ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定		
2016 (平成28)	・G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアチブ(WINDS)」に合意	・「女性活躍推進法」完全施行 ・「育児・介護休業法」改正 ・「男女雇用機会均等法」改正		
2017 (平成29)		・「育児・介護休業法」改正 ・刑法改正（強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等）		
2018 (平成30)		・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行	・「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」策定	
2019 (平成31・令和元)	・W20日本開催（第5回国際女性会議WAW!と同時開催）	・「女性活躍推進法」改正	・「かながわDV防止・被害者支援プラン」改定	・第5次開成町総合計画後期基本計画策定

SDGsの表記について

【SDGsとは】

2015年5月、第70回国連総会において「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。2030アジェンダには、2016年から2030年までの間に達成すべき17のゴールが盛り込まれており、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）と呼ばれています。SDGsは、社会・経済・環境の3つの側面に統合的に取り組み、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会実現のための国際目標で、開発途上国だけではなく、先進国を含む全ての国が取り組むべきものです。

【SDGsの三層構造】

SDGsは、17のゴール（開発に向けた意欲目標）、169のターゲット（計測可能な行動目標）、232の指標（達成度を計測するための評価尺度）の三層構造で構成されています。

【SDGsの17のゴールと自治体行政の関係】

SDGsは、先進国を含む全世界のあらゆる関係者に持続可能な世界を構築するために各々の力を結集することを呼びかけています。特に国を超える地域レベルでの取組みや、地方自治体などの準国家主体の貢献に大きな期待が寄せられているという点も大きな特徴です。

【開成町のSDGsへの取組】

開成町では、第五次開成町総合計画後期基本計画において、SDGsの17のゴールから地域課題を見つめ直すことによって、開成町の持続可能なまちづくりや町民の満足度を高めるための戦略的なまちづくりを推進するとともに、様々な関係者とのパートナーシップにより、新たな公共サービスの創出や地域の課題解決を図ります。

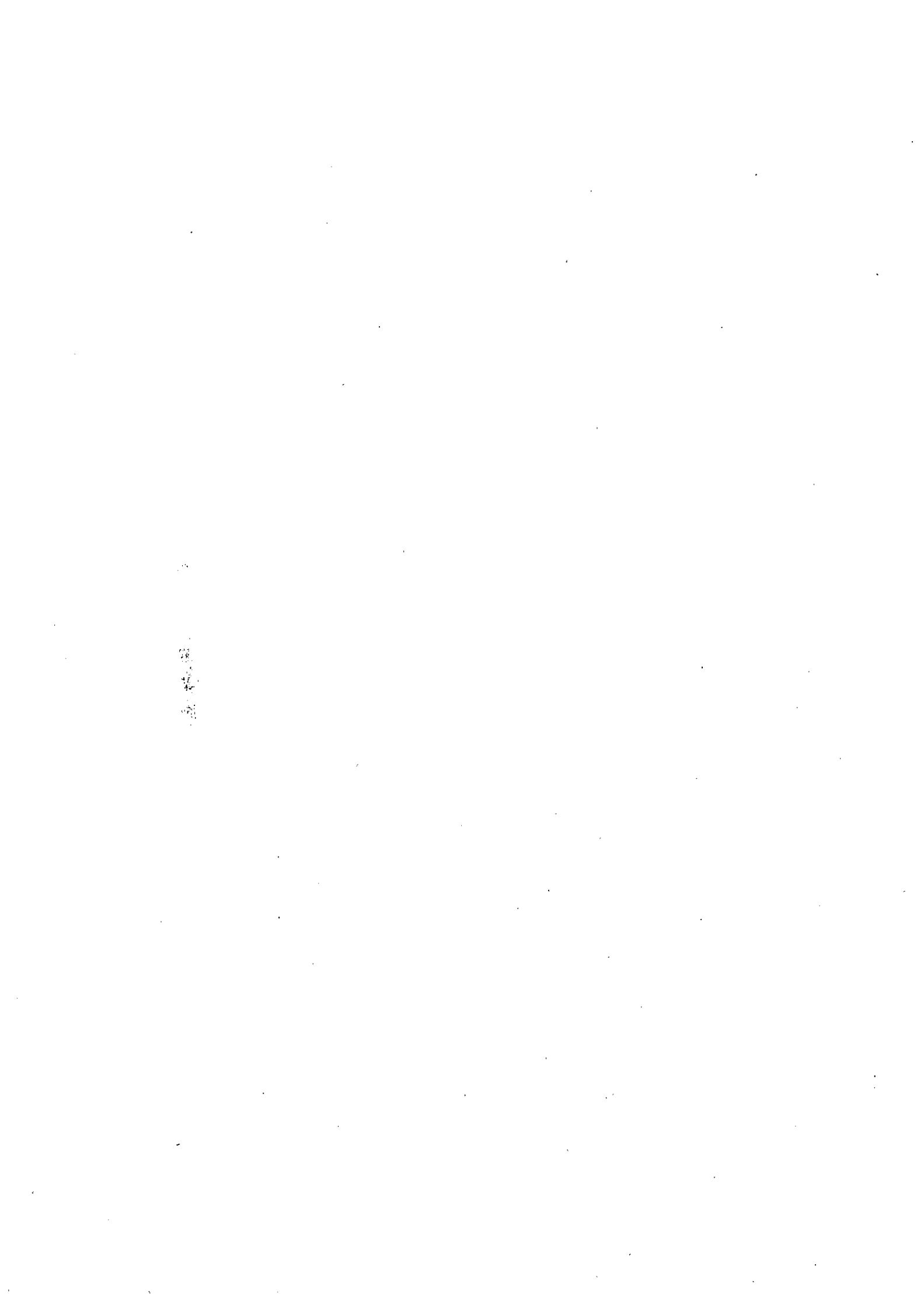
【本プランにおけるSDGsへの取組】

本プランでは、開成町のSDGsへの取組を踏まえて、SDGsの17のゴールのうち関連すると考えられる次の7つのゴールの視点から地域課題を捉え、計画の達成に向けて施策を推進します。

3. すべての人に健康と福祉を
 4. 質の高い教育をみんなに
 5. ジェンダー平等を実現しよう
 8. 働きがいも経済成長も
 10. 人や国の不平等をなくそう
 16. 平和と公正をすべての人に
 17. パートナーシップで目標を達成しよう
- 上記の7つのゴールについて、各章ごとに先頭頁にアイコンで表示しています。

SDGsの17のゴールのうち、本プランに関連する7つのゴールと自治体行政の関係

目標 (Goal)	自治体行政の果たし得る役割
 3 すべての人に健康と福祉を	<p>3. すべての人に健康と福祉を</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 4 算のない教育をみんなに	<p>4. 質の高い教育をみんなに</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 5 ジェンダー平等を実現しよう	<p>5. ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の役割を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 8 働きがいも経済成長も	<p>8. 働きがいも経済成長も</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 10 人や国の不平等をなくそう	<p>10. 人や国の不平等をなくそう</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 16 平和と公正をすべての人に	<p>16. 平和と公正をすべての人に</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参加を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
 17 パートナーシップで目標を達成しよう	<p>17. パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になります。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>





第4次かいせい男女共同参画プラン

令和2年（2020年）3月発行

編集・発行 開成町町民サービス部自治活動応援課

〒258-8502

神奈川県足柄上郡開成町延沢773番地

電話 0465-83-2331（代表）

FAX 0465-82-5234

ホームページ <http://www.town.kaisei.kanagawa.jp>